

# 唐代律令中の「格」字の意義 -獄官令第22条の分析を中心として-

メタデータ	言語: jpn 出版者: 明治大学法律研究所 公開日: 2020-09-29 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 岡野, 誠 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/10291/21126">http://hdl.handle.net/10291/21126</a>

【論 説】

# 唐代律令中の「格」字の意義

—— 獄官令第22条の分析を中心として ——

岡 野 誠

## 目 次

はじめに

第一節 唐獄官令第22条の復原方法と諸資料

第1項 獄官令第22条復原方法の再検討

第2項 唐令復原の諸資料とその解釈

第二節 『唐律疏議』における「格」字の意義

第1項 「格」字の用例の分析—A群

第2項 名例律第31条と断獄律第20条

第三節 復原唐令と「天聖令」における「格」字の意義

第1項 復原唐令中の「格」字

第2項 「天聖令」中の「格」字

第四節 獄官令第22条中の「格」及び「格改」の意義

第五節 『唐律疏議』における「格」字の用例—B群

むすび

注

## はじめに

一般的に唐代の法制度を説明する際、「律令格式」の語が用いられる。律・令・格・式は唐が隋の主要法典の形式を踏襲したものである。各法典の基本的性格は、律が刑事法、令は広義の行政法、式は律・令・格の施行細則、そして格は律・令・式および先行格を修正する法としての機能を持つと言われている。

唐代の律・令・格・式の研究状況を見ると、主要法典である律・令に関するものが圧倒的に多く、格・式を対象とするものはかなり少ないと言わざるを得ない。そ

の要因は史料の残存状況にあるものと思われる。すなわち「唐律」とその公定注釈書である「律疏」の原本はすでに亡佚しているが、後代の史料である『律附音義』・『宋刑統』・『唐律疏議』は現存している。また唐令の原本もすでに亡佚しているが、『唐令拾遺』・『唐令拾遺補』によって唐令の法体系と条文の復原が試みられており、加えて「天聖令」残巻の発見に伴い、その中にまとまった量の唐令（いわゆる所附唐令）が存在することが明らかとなった。

これらに対して唐格・唐式の拮据は未だ緒についたばかりであり、研究のための史料の整備が十分とは言い難い。そのような史料状況にも拘わらず、これまで唐格研究にも一定の蓄積は存在する。

研究テーマによって大別すれば、①敦煌等西域発見の唐格断簡の研究、②唐宋の編纂史料中の唐格遺文の研究、③格淵源の探究及び唐格（長行勅、格後勅等を含む）編纂史、④唐代法体系中の格の位置、律令格式の相互関係、等をあげることができよう。

筆者が本稿を執筆する契機となったものは、復原唐令中の獄官令第 22 条（『唐令拾遺』 p.776）の読み方とその理解の仕方を巡ってである。後述するように、犯罪時と断決（裁判）時の間に法の改正があって罰量に軽重の差が生じた場合、新旧どちらの法を適用するかという適及処罰に関する重要な条文である<sup>(1)</sup>。

獄官令第 22 条に関連する先行の訳注を調べてみたところ、解釈は実に多種多様ですぐには結論に至ることができなかった。そこでこの問題に着手する前に、当該復原唐令の復原方法の再検討から始め、令文自体の字句についても改めて吟味することを試みた。

なお本稿の題目から、これを唐代の律・令中の格遺文の研究と誤解されるのではないかと恐れている。実は本稿の目指すところは、律・令中に使用される「格」字の意義を、一例ずつ検討しようとするものである<sup>(2)</sup>。従ってその中には、法制史料としての格もあれば、これと全く異なる犯罪行為としての格もあり、道具を表わす格もある。さらに法制史料としての格も多義的である。また検討作業を律・令に限定したのは、考察の順序としてまず唐代の基本法典である律と令の中で「格」字がどのような意義で使用されているかを確認する必要があり、次の段階として正史・編年・詔令・職官・政書等の諸史料に進むべきと考えるからである。

要するに本稿執筆の意図は、唐格研究の前提として、まず唐代の「格」字の使用法を

唐律・唐令に限定して検討・確認することにある。その作業を経て獄官令第22条の合理的解釈に到達することができれば、本稿の目的はほぼ達せられたことになる。

本稿での法制史料の引用においては、「資料名+巻次+条文名」の他、以下の略号を用いる。

『唐律疏議』は「篇目略号+条文番号」を基本とし、さらに条文内をより詳しく示す時には、条文番号の後に「本」（本文）・「注」（注文）・「疏」（疏文）・「問答」（問答）の語を附加する。篇目略号は以下の通りである。

名（名例律）・衛（衛禁律）・職（職制律）・戸（戸婚律）・廩（廩庫律）・擅（擅興律）・賊（賊盜律）・鬪（鬪訟律）・詐（詐偽律）・雜（雜律）・捕（捕亡律）・斷（斷獄律）

また『宋刑統』は「門名+条文名」で表すこととし、略して表記する場合には、『唐律疏議』の方式を借りることがある。

「唐令」については、全33篇（開元25年令）の篇目（官品令・……・祠令・戸令・学令・選挙令・封爵令・禄令・考課令・宮衛令・軍防令・衣服令・儀制令・鹵簿令・楽令・公式令・田令・賦役令・倉庫令・廩牧令・関市令・捕亡令・医疾令・仮寧令・獄官令・營繕令・喪葬令・雜令）を基本とし、条文番号は、『唐令拾遺』及び『唐令拾遺補』の番号に従う。頻出する条文の場合、例えば「獄22」（獄官令第22条）のように略すことがある。

「天聖令」については、残存する篇目（田令・賦〔役〕令・倉庫令・廩牧令・関市令・医疾令・獄官令・營繕令・喪葬令・雜令、附篇目である捕亡令・仮寧令の12篇目及び喪服年月1篇）により、宋令・唐令（所附唐令）の区分を明示した上で、条文番号（『天一閣藏明鈔本天聖令校證』の清本の番号を用いる）を加える。また「獄宋1」（獄官令宋令第1条）のように略すことがある。

なお本稿において、「筆者」・「引用者」とは、原則として岡野を指す。また文献を概括的に示す時は「資料」、個別に示す際は「史料」の語を用いる。

行論の必要上、本稿で用いる主な文献を以下に掲げることとする。一部の文献については、（ ）内に本稿中での略号を記しておく。

唐令拾遺・唐令拾遺補  
・史料

仁井田陸著『唐令拾遺』東方文化学院東京研究所、1933

同著『唐令拾遺』縮印覆刻版、東京大学出版会、1964、同版第 2 刷、1983（『拾遺』）

仁井田陸著、池田温編集代表『唐令拾遺補』東京大学出版会、1997（『拾遺補』）

・ 訳注

仁井田陸原著、栗勁・霍存福・王占通・郭延德編訳『唐令拾遺』長春出版社、1989

#### 唐六典

・ 史料

玄宗撰、李林甫注『大唐六典』三〇卷、明正徳 10 年（1515）刊

広池千九郎訓点、内田智雄補訂『大唐六典』広池学園事業部、1973（『唐六典』）

李林甫等撰、陳仲夫点校『唐六典』中華書局、1992

・ 訳注

袁文興・潘寅生主編『唐六典全訳』甘肅人民出版社、1997

朱永嘉・木蕭注訳『新訳唐六典』全 4 冊、三民書局、2002

#### 律附音義

・ 史料

『律附音義』音義：孫奭撰、上海古籍出版社、1984

#### 唐律疏議

・ 史料

長孫無忌等奉勅撰『故唐律疏議』三〇卷、岱南閣叢書、嘉慶 12 年（1807）刊  
律令研究会編『訳註日本律令』Ⅱ・Ⅲ、東京堂出版、再版 1999（初版 1975）

同編『訳註日本律令』Ⅳ、東京堂出版、1976

戴炎輝編著『唐律通論』国立編訳館、三版 1970（初版 1964）

同著『唐律各論』上下、成文出版社、増訂版 1988（初版 1965）

長孫無忌等撰、劉俊文点校『唐律疏議』中華書局、第 2 刷 1993（初版 1983）

岳純之点校『唐律疏議』上海古籍出版社、2013

・ 訳注

滋賀秀三「訳註 唐律疏議（名例）」（一）～（五）『国家学会雑誌』72—10、73—3、  
74—3・4、75—11・12、78—1・2、1958、1959、1961、1962、1964

律令研究会編『訳註日本律令』Ⅴ・Ⅵ・Ⅶ・Ⅷ、東京堂出版、1979、1984、1987、  
1996

曹漫之主編『唐律疏議訳注』吉林人民出版社、1989

劉俊文撰『唐律疏議箋解』上下、中華書局、1996

錢大群撰『唐律疏義新注』南京師範大学出版社、2007

袁文興・袁超注訳『唐律疏議注訳』甘肅人民出版社、2017

Wallace Johnson, *The Tang Code*, vol. I, vol. II, Princeton University Press,

1979, 1997

### 宋刑統

・史料

天一閣旧蔵明鈔本『重詳定刑統』三〇卷（天一閣本『宋刑統』）

『重詳定刑統』三〇卷、國務院法制局、1918

『重詳定刑統』三〇卷、吳興劉氏嘉業堂、1922

竇儀等撰、吳翊如点校『宋刑統』中華書局、1984

薛梅卿点校『宋刑統』法律出版社、1999

竇儀等詳定、岳純之校證『宋刑統校證』北京大学出版社、2015

### 天聖令

・史料

天一閣博物館・中国社会科学院歴史研究所天聖令整理課題組校證『天一閣蔵明鈔本天聖令校證一附唐令復原研究』上下、中華書局、2006（『天聖令校證』）

・訳注

高明士主編『天聖令訳註』元照出版社、2007

中国社会科学院歴史研究所《天聖令》読書班「《天聖令・獄官令》訳注稿」『中国古代法律文献研究』12.、社会科学出版社、2018

### 慶元条法事類

・史料

『（静嘉堂文庫蔵）慶元条法事類』古典研究会、1968

### 養老令

・史料

『律・令義解』〈新訂増補国史大系 22〉吉川弘文館、2000（初版 1939）

井上光貞・関晃・土田直鎮・青木和夫校注『律令』〈日本思想大系 3〉岩波書店、1976（岩波本『律令』）

### その他の史籍

劉昫等撰『旧唐書』全 16 冊、中華書局、1975

歐陽脩・宋祁撰『新唐書』全 20 冊、中華書局、1975

脱脱等撰『宋史』全 40 冊、中華書局、1977

王溥撰『唐会要』上下 2 冊、上海古籍出版社、1991

徐松纂輯『宋会要輯稿』全 8 冊、新文豊出版公司、1976

杜佑撰、王文錦他点校『通典』全 5 冊、中華書局、1988

馬端臨撰『文献通考』全 3 冊、新興書局、1973

司馬光編著、胡三省音註『資治通鑑』全 4 冊、中華書局香港分局、1971

李燾撰『續資治通鑑長編』全 34 冊、中華書局、1979～1995

## 第一節 唐獄官令第 22 条の復原方法と諸資料

### 第 1 項 獄官令第 22 条復原方法の再検討

従来の唐獄官令の復原結果が正しいか否かを知るためには、その復原方法自体の検討から始めなければならない<sup>(3)</sup>。

まず初めに仁井田陸著『唐令拾遺』（1933）所収の獄官令第 22 条を掲げる。復原原文の後には、復原の根拠となる基本資料が列挙されている（p.776）。

二二〔開七〕〔開二五〕諸<sup>(四)</sup>犯罪<sup>(一)(二)</sup>未発、及已発<sup>(一)</sup>未断決、<sup>(一)(三)</sup>逢格改者、<sup>(一)(二)</sup>若格重聽依<sup>(三)</sup>犯時格、<sup>(一)(三)</sup>若格<sup>(二)</sup>輕聽從輕法、<sup>(一)(二)</sup>（下線は引用者）

- 一 唐六典卷六、刑部郎中員外郎条
- 二 1 唐名例律卷四、犯時未老疾条（名 31 問答）
  - 2 宋刑統名例律卷四、同上
- 三 1 唐断獄律卷三〇、赦前断罪不当条（断 20 疏）
  - 2 宋刑統断獄律卷三〇、同上
- 四 宋刑統断獄律卷三〇、制勅断罪条旁照法

若干の説明を加えると、「二二」は仁井田氏が附けた復原唐獄官令の条文番号、「〔開七〕・〔開二五〕」は、復原条文がそれぞれ「開元 7 年令」・「開元 25 年令」に相当することを表す。また双行に作る「(一)・(二)・(三)・(四)」等の典拠小番号は、仁井田氏が復原条文の後に掲げた基本資料の番号に対応し、その番号の史料によって当該語句が復原されていることを示す。紙幅の都合上ここでは基本資料自体の再録は省略し、後（本節第 2 項）にまとめて掲げることとする。なお 1、2 および（ ）内の条文番号は引用者が加えたものである。

この獄官令第 22 条復原案の下線を附けた典拠小番号二ヶ所の削除と「格重聽依<sup>(三)</sup>」に対する小番号（一）の追加は、仁井田氏の「唐令拾遺正誤表」（1933）及び「唐令拾遺正誤表補遺」（1964）ですでに明示されている。

さらに『唐令拾遺補』<sup>(4)</sup>（1997）の出版後、滋賀秀三氏は、同書に対する書評の中でこの獄官令第 22 条を取り上げ、『唐令拾遺補』が『唐令拾遺』をそのまま継承していることを問題として、『唐令拾遺』所掲の基本資料四の『宋刑統』卷三〇

には、仁井田氏による誤記・誤植があると指摘した<sup>(5)</sup>。それは「聽依犯時格、」の「格」字のことである。滋賀氏はこれを衍字と判断し、そのため復原唐令中の下線部の「格」字も削られることとなった。筆者も基本資料・参考資料の句切りの観点を加え、滋賀説を支持する。

その結果仁井田氏による典拠小番号の訂正三ヶ所と滋賀氏による復原令文の訂正一ヶ所を取り入れて、改めて復原唐令を表示すると以下のようになる。

二二〔開七〕〔開二五〕諸<sup>(四)</sup>犯罪<sup>(一)(二)</sup>未発、及已発<sup>(一)</sup>未断決、<sup>(一)(三)</sup>逢格改者、<sup>(一)(二)</sup>若格重聽依<sup>(一)(三)</sup>犯時、<sup>(三)</sup>若格<sup>(二)</sup>輕聽從輕法、<sup>(一)(二)</sup>（下線は引用者）

滋賀秀三氏や池田温氏<sup>(6)</sup>は、この復原案を獄官令第22条として承認されたが、筆者は「若格<sup>(二)</sup>」の語句に些か疑問を持った。他の語句の典拠小番号を一覧すると、すべての語句に（四）が入っている。基本資料の四は『宋刑統』卷三〇所引の旁照法である。「若格<sup>(二)</sup>」は二1の『唐律疏議』卷四と二2の『宋刑統』卷四のみに基づいて復原されている。

「若格」をさらに一字ずつに分けてみると、「若」字は二1『唐律疏議』卷四と二2『宋刑統』卷四のみに見られるが、「格」字は二1、二2、三1、三2、四に存在するので、「若」字の根拠は意外に弱いことが分かる。

また四の『宋刑統』卷三〇、北宋の天聖獄官令宋28、南宋の『慶元条法事類』卷七三、断獄令のいずれにも「格輕」（「慶元令」では「法輕」）の語句の前に「若」字は存在しない。これらのことから、この「若」字は復原唐令から削るべきと筆者は考える<sup>(7)</sup>。

さらに仁井田氏が「開元7年令」と「開元25年令」を同文のものとして復原することは『唐六典』に資料上問題があり<sup>(8)</sup>、最も確実なものは四を基本とし、「天聖令」と「慶元令」とを補助資料として復原することができる「開元25年令」のみである。

筆者の復原案は『唐令拾遺』の復原令文と比べると、「聽依犯時」の後の「格、若」の二字を削ったものとなり<sup>(9)</sup>、その読み方は以下の通りである。

二二〔開二五〕諸犯罪未発、及已発未断決、逢格改者、若格重、聽依犯時、格輕、聽從輕法。

・諸そ罪を犯して未だ発せず、及び已に発するも未だ断決せざるに、格の改むる



に逢わば、若し格重くば犯す時に依るを聴し、格軽からば輕法に従うを聴す。

以下において、開元 25 年獄官令第 22 条については、この私見を基にして議論を進めてゆきたいと考える<sup>(10)</sup>。

## 第 2 項 唐令復原の諸資料とその解釈

本稿の目的から言えば、この獄官令第 22 条に関する先行研究、とりわけ訳注に注目したいと考えるのであるが、復原唐令はあくまで学問的仮説であり、史料そのものではないため、これに対する訳注は極めて限られる。

そこで改めて仁井田氏が掲げられた四種六件の基本資料と筆者が追加した三件の参考資料について、まずそれらの字句を確認し、ついで各史料に対する訳注について、主として「格」・「格改」の語句の理解を中心に検討してみたい。なお各史料名の初めに附した〔一〕～〔四〕の番号は、前項に掲げた『拾遺』の基本資料の番号一～四に対応する。また本項での引用史料・訳注に附した下線は、原則として引用者による。

### 〔一〕『唐六典』卷六

・史料

『唐六典』卷六、刑部郎中員外郎条につき、広池本『大唐六典』（p.148）には、凡有罪未發、及已發未斷、而逢格改者、若格重則依旧条、輕從輕法。とある。南宋版『大唐六典』残卷は卷六を缺いており、明正徳刊本は前掲の令文と同じである。また陳仲夫点校本（p.191）も同文。

・訳注

A 袁文興・潘寅生主編『唐六典全訳』（p.216）

凡<sub>レ</sub>是尚未發案及已發案尚未判決適逢改革《格》律的、如果改後之《格》比原来的処罰重則仍按原来的旧規定、如果新《格》比旧規定輕則按新規定。

B 朱永嘉・木蕭注訳『新訳唐六典』（二）（p.726）

凡是已發發現有罪但尚未立案審查、或者已發立案審查但尚未結案、這時候恰好頒布了新《格》的、那麼如果相關的新《格》条文処分加重了、仍旧依照原来的条文規定決斷；如果相關的新《格》条文処分減輕了、那就依照新《格》的条文決斷。

Aの翻訳においては、本文の「格改」を、格（法典）の改訂の意味にとっており、従ってこの訳文では、「格」は格（法典）もしくはそれらの中の特定条文を指す。

Bでも「格改」を格（法典）の公布と捉えていることが分かる。

## 〔二1〕『唐律疏議』卷四

・史料

『唐律疏議』卷四、犯時未老疾条（名31問答）につき、『訳註日本律令』Ⅱ（p.123）には、

又依獄官令、犯罪逢格改者、若格輕聽從輕。

とある。その底本である岱南閣叢書本『唐律疏議』も同文に作る。また戴炎輝編著『唐律通論』（p.311）、劉俊文点校『唐律疏議』（p.85）、岳純之点校『唐律疏議』（p.66）も同文である。

・訳注

A 曹漫之主編『唐律疏議訳注』（p.175）

又依照《獄官令》的規定：“犯罪時逢到“格”文中的規定有所更改的、倘若格文中所改的罪輕、就照輕的辦。”

B 劉俊文撰『唐律疏議箋解』（上 p.312）は、この一文に対する〔箋釈〕の〔二〕で、以下のように記している。

按大唐六典卷六刑部郎中員外郎条載有与此令相同之内容、疑即此令原文、文云：凡有罪未發及已發未斷、而逢格改者、若格重則依旧条、輕從輕法。

劉俊文氏が本条原文と推測した令文の字句は、前掲『唐六典』卷六所収令文と全く同一である。劉氏はここで研究上必見の『唐令拾遺』の参照を怠ったと思われ、『唐六典』卷六所引の令文を本条原文とする誤った結論に達している。

C 錢大群撰『唐律疏義新注』（pp.134～135）

〔訳文〕另外、依《獄官令》規定：“犯罪遇格条有改变処罰的、如格所改較輕、就許依輕法処斷。”

〔注釈⑥〕依律及令、務從輕法——律令上“務從輕法”の體現方面是、其一、此句前疏文所引之《獄官令》内容、其全文之記載可參見《唐六典・刑部郎中》条：“凡有罪未發及已發未斷而逢格改者、若格重則依旧条、輕從輕法。”（以下略。引用者）

A・Cの訳では、「格改」はともに格（法典）の中の特定条文の変更を指すものと思われる。ただしCの〔注釈⑥〕では、前述の劉俊文氏同様、『唐六典』卷六所引の獄官令を、当該唐令の正しい条文と見誤っている。

D 袁文興・袁超注訳『唐律疏議注訳』（p.121）

又、依照《獄官令》的規定：“犯罪時遇到格的改革、改後改前哪箇格輕、准許按照輕的格處理。”

Dの「格改」の意味は、必ずしも明確とは言い難いが、法典改正を意味している如くである。

E Wallace Johnson, *The Tang Code*, vol.I,p.177では、以下のように訳す。

Further, according to the Statutes on Prison[6a] Officials: “If a person commits an offense and a regulation is promulgated changing the punishment, should the regulation provide for a lighter punishment, then sentencing follows such lighter punishment.”

またその脚注には、『唐令拾遺』獄官令第22条を次のように訳している。

41 Niida, *Statutes*, p.776. The statute goes on to state that if a new regulation provides a heavier punishment than that in force at the time of the offense, the punishment shall be that given in the earlier law. This statute then, insured that there would be no *ex post facto* increase in penalties for any given crime.

令文の「格改」は、本文では“a regulation is promulgated……”と訳しているので、格（法典）よりむしろ、格の特定条文の変更・公布と考えているように見える。脚注では、『拾遺』の獄官令第22条を訳して、法令が発せられ新格に犯罪時よりも重い刑罰が規定されたならば、としているので、詔勅の発布に基づく格（条文）の変更と捉えているのであろう。

F 滋賀秀三「訳註唐律疏議（名例）」（五）（p.74）

また、獄官令によると、「罪を犯した後に格によって法の改正が行われたとき、もし格〔に定める刑〕の方が軽ければ、軽きに従うことを聽す」（拾遺 獄22）。

G 滋賀秀三訳註「名例」（『訳註日本律令』V p.182、名31疏）

本条該当部分を書き下して以下のように記す。

又々獄官令ニ依ルニ、「罪ヲ犯シテ格ノ改マルニ逢フ者、若シ格輕ケレバ輕キ

ニ從フヲ聽ス」〔拾遺 776 頁〕

滋賀氏は F で、「格」字に就き訳文でもそのまま「格」としているため、今一つ意味を明確にしないが、「格改」については「法の改正」と理解される。また G の書き下しにおいて、「格ノ改マルニ」とするのは、史料の漢字を変更できないため当然であるが、「格ノ改マルニ」が何を意味するかについての説明は特にない。

## 〔二 2〕 『宋刑統』 卷四

・史料

『宋刑統』 卷四、犯時未老疾条につき、天一閣本『重詳定刑統』鈔本、卷四、名例律老幼疾及婦人犯罪門犯罪時未老疾条には、

又依獄官令、犯罪逢格改者、若格輕、聽從輕。（句読点は引用者）

とある。これは前掲〔二 1〕の『唐律疏議』 卷四所引の令文と同文である。

ただ法制局本『重詳定刑統』 卷四では、「聽從輕」を誤って「則從輕」とする。

また嘉業堂本『重詳定刑統』、吳翊如点校『宋刑統』（p.59）、薛梅卿点校『宋刑統』（p.68）、岳純之校證『宋刑統校證』（p.59）も天一閣本と同文である。

## 〔三 1〕 『唐律疏議』 卷三〇

・史料

『唐律疏議』 卷三〇、赦前断罪不当条（断 20 疏）につき、『訳註日本律令』Ⅲ（p.863）には、

故令云、犯罪未断決、逢格改者、格重、聽依犯時、格輕、聽從輕法。（句読点を一部変更、引用者）<sup>(11)</sup>

とある。その底本である岱南閣叢書本『唐律疏議』も同文とする。

戴炎輝著『唐律各論』（下冊、pp.802～803）は、

故令（獄官令二二一拾遺七七六頁）云：犯罪未断決、逢格改者、格重、聽依犯時格；格輕、聽從輕法。

とする。下線を付けた「格」一字は、『拾遺』に拠ったものと思われるが、第 1 項で述べたようにこの一字は『拾遺』の衍字である。

また劉俊文点校『唐律疏議』（p.566）、岳純之点校『唐律疏議』（p.481）では、ともに上掲の『訳註日本律令』Ⅲ（p.863）と同文である。

・ 訳注

**A** 曹漫之主編『唐律疏議訳注』(p.1009)

所以《獄官令》説：“犯罪没有断決、碰上格令改動、格上罪加重的、聽從依照犯罪時処断；格上罪減輕的、聽許依照減輕罪的法処断。”

この訳文においては、原文の「格改」を「格令改動」と訳している。この場合の「格令」は法典としての「格」と「令」の意味ではなく、熟語として法律・法令・規則を意味する。「法の改正」に類似した表現である。

**B** 劉俊文撰『唐律疏議箋解』下 (p.2082) の〔箋釈〕の〔七〕では、

按此令為獄官令、詳見宋刑統卷三〇断罪引律令格式門所引：准獄官令：諸犯罪未發及已發未断決、逢格改者、若格重聽依犯時、格輕聽從輕法。

とする。この注記そのものは誤りではないが、先の〔二一〕の**B**に引用した同じ『唐律疏議箋解』上 (p.312) の〔箋釈〕の記述（『唐六典』卷六所引の令文を正文と見做す）と矛盾する。

**C** 錢大群撰『唐律疏義新注』(pp.991、993)

因此令文説：“犯罪未判決執行、遇格要作改判的、格的刑罰重、准依犯罪時的法律処置；格的刑罰輕、准許依格的輕法処置。”

⑬令云——（中略、引用者）《宋刑統・断獄律・断罪引律令格式門》把這段引文置於“准《獄官令》”之下。

⑭格——唐代法律体系中屬於調整修改補充律・令・式的法律一種。（以下略、引用者）

注の⑬から、錢大群氏は、基本資料〔四〕（後掲）の『宋刑統』卷三〇、旁照法所引の「獄官令」を本条の正文と考えていると推測される。また「格改」の「格」については、⑭から律令格式の格（法典）、あるいはその中に含まれる特定条文ととり、「改」は判決の変更と理解する。ただし「格」と「改」を切り離して読むことは不自然であろう。

**D** 袁文興・袁超注訳『唐律疏議注訳』(pp.881～882)

所以令称：“犯罪未判決、遇到法規改變、新法規重於過去、准許按犯罪時的法規；新法規輕於旧法規、准許按輕法處理。”

⑧⑨（略、引用者）

Dでは、「格改」を格（法典）に限定することなく、より広く「法規」と訳して

いる点が注目される。一種の「法の改正」説と考えられる。

E Wallace Johnson, *The Tang Code*, vol. II, p.563 では、次のように訳す。

According to the *Statutes*: “If before the punishment for a crime has been administered a new regulation changes the law: (1) where the regulation increases the punishment for that crime, the regulation in force at the time of crime is followed; (2) where the regulation decreases the punishment for that crime, the law providing the lesser punishment is followed.”

ここでは「格改」は、明瞭に “a new regulation changes the law” と訳していることから、新格（条文）による法の変更と捉えていることが分かる。ただし Johnson 氏の翻訳は、同じ令文に対して訳語・訳文がその都度変わる点が問題であろう。

F 中村正人訳註「断獄」（『訳註日本律令』Ⅷ p.316）

故二令〔獄官〕ニ云フ、「罪ヲ犯シテ未ダ断決セズ、格ノ改ムルニ逢フ者ハ、格重ケレバ犯ス時ノ格ニ依ルヲ聽シ、軽ケレバ軽法ニ従フヲ聽ス」〔拾遺七七六頁〕ト。

中村氏は、「格重ケレバ犯ス時ノ格ニ依ルヲ聽シ」と書き下しているので、『拾遺』（p.776）の断句に従っていることが分かる。

なお中村氏は、断獄律第 19 条（後述）の疏文「而有格式改動」に対する注 3（p.310）において、

獄官令の規定によれば、犯罪の発覚以前、もしくは発覚の後であっても、判決が下される以前に法（格）の改正がなされた場合、犯罪時と裁判時の規定を比べて、より刑罰の軽い方の規定を適用することとされていた〔拾遺七七六頁〕。と記している。令文の「格改」を「法（格）の改正」と訳している点が注目される。ここでは注の性格上詳しい証明を省いているが、中村氏が「格改」の「格」を、格（法典）に限定せず、より広く「法」として理解していることは明らかであろう（なお中村氏も参加されている「宋元時代の刑事政策とその展開」研究班の『『唐六典』卷六・尚書刑部訳註稿』下（科研報告書、徳永洋介研究代表、2014）p.35 の注(1)でも、「格改」を法典としての「格」より広い法改正と理解する）。

「格改」をこのように理解する先例は、例えば小野清一郎「唐律に於ける刑法総

則的規定」の中の「犯罪後法令が改まった場合」<sup>(12)</sup> (p.329、その論拠は、『唐六典』卷六所引唐令)、仁井田陸「唐律における通則的規定とその来源」の中の「犯罪時と裁判時の法律を異にするとときは」<sup>(13)</sup> (p.248) 等に見ることができる。ただしいずれも細かい検討がなされた結果ではない。

### 〔三 2〕『宋刑統』卷三〇

・史料

『宋刑統』卷三〇、赦前断罪不当条につき、天一閣本『宋刑統』卷三〇、断獄律官司出入人罪門赦前断罪不当条には、

故令云、犯罪未断決、逢格改者、格重、聽依犯時、格輕、聽從輕法。(句読点は引用者)

とあり、これは前掲〔三 1〕の『唐律疏議』卷三〇所引の唐令と同文である。

また法制局本『重詳定刑統』、嘉業堂本『重詳定刑統』、呉翊如点校『宋刑統』(p.490)、薛梅卿点校『宋刑統』(p.555)、岳純之校證『宋刑統校證』(p.409)も同文である。

### 〔四〕『宋刑統』卷三〇、断罪引律令格式門制勅断罪条旁照法

・史料

まず天一閣本『宋刑統』卷三〇、断獄律断罪引律令格式門制勅断罪条の旁照法に、以下のようにある。

准獄官令、諸犯罪未発、及已発未断決、逢格改者、若格重、聽依犯時、格輕、聽從輕法。(句読点は引用者)

また法制局本『重詳定刑統』、嘉業堂本『重詳定刑統』、呉翊如点校『宋刑統』(p.485)、薛梅卿点校『宋刑統』(p.550)、岳純之校證『宋刑統校證』(p.405)も同文である。

この〔四〕の史料の引用に関して、『拾遺』に衍字があることについては、すでに第 1 項において言及した。

以上は『唐令拾遺』の獄官令第 22 条の四種六件の基本資料とそれらに対する訳注である。上述したところから明らかなように、訳注の数は、史料によって異なっ

ている。

仁井田氏は獄官令第22条においては、特に参考資料を挙げていないが、筆者は以下の三件を参考資料として扱いたいと思う。

〔参考一〕「天聖令」卷二七、獄官令宋28

・史料

北宋の「天聖令」の明鈔本残巻は、1998年に戴建国氏によって、寧波の天一閣博物館において発見され、翌年論文として公表された新資料である<sup>(14)</sup>。そのため仁井田氏は勿論参照することができなかった。その獄官令宋28（清本 p.417。以下において宋28と略記することがある）は、

諸犯罪未發及已發未斷決、逢格改者、若格重、聽依犯時；格輕者、聽從輕法。と記す。この宋28に最も近い内容をもつものは、前掲〔四〕の『宋刑統』卷三〇、旁照法所引の唐獄官令であり、その相違点として、宋28では下線を施した「者」一字が多い。

・訳注

A 高明士主編『天聖令訳註』pp.501～502（張文昌分担執筆）

〔訳文〕凡是犯罪案件尚未被發現以及事發還沒完成斷案審判、遇到格改訂時、若是「格」的刑罰較重、則依犯罪時之法條（進行判決）；若是格的刑罰較輕、則遵行（新格之）輕法（進行判決）。

〔本条意旨〕本条令文規定斷罪時、遇新「格」与旧法刑度不同時判決依拠。

〔研究与討論〕（前略、引用者）由本条令文可知在律令制度中、格的位階与優先性均高於律。（下略、引用者）

Aでは格（法典）の改訂と捉えており、そのことは〔研究与討論〕に記す「格」の「律」に対する優越性の説明にも表れている。

B 《天聖令》読書班「《天聖令・獄官令》訳注稿」p.403（馮立君分担執筆）

〔翻訳〕犯罪沒有事發以及經事發〔但〕沒有被審斷判決、遇到新格修改〔旧法〕的、如果新格〔規定的処罰〕較重、允許按照犯罪時〔的旧法判決〕；新格較輕的、允許遵從〔処罰〕較輕的法律。

Bでは新格による旧法の改正と捉えているので、格（法典）或いはその中の条文を意図しているのであろう。



〔参考二〕『慶元条法事類』卷七三、断獄令

・史料

『慶元条法事類』卷七三、刑獄門檢断（p.498）に、

断獄令

諸犯罪未発、及已発未論決、而改法者、法重、聽依犯時、法輕、從輕法。即応事已用旧法理断者、不得用新法追改。（句読点・下線は引用者）

とある。獄 22 の「格改」が「改法」となり、「格」字が「法」字になっている点が注目される。

〔参考三〕日本「養老令」卷二九、獄令犯罪未発条（獄 31）

・史料

『律・令義解』所収『令義解』卷十（p.321）に、

凡犯罪未発、及已発未断決、逢格改者、若格重、聽依犯時、若格輕、聽從輕法。とある。これを前掲〔四〕の『宋刑統』卷三〇旁照法所引の獄官令と比較すると、「養老令」では『宋刑統』卷三〇所引獄官令の「諸」字を「凡」字に、「格輕」を「若格輕」としている点が異なっている。

・訳注

A 日本思想大系本『律令』（獄令 31、p.464）

凡そ罪を犯して発らず、及び已に発つて断決せずして、格に逢つて改めたらば、若し格重くは、犯いし時に依ること聽せ。若し格輕からば、輕き法に從ふこと聽せ。

これは「養老令」に対する書き下し文の一種であり、翻訳ではない。ただし同条に対する頭注の中に、「逢格改者一格により現行法を改正する。」（p.464）とあるので、下線部の「格に逢つて改めたらば、」の目的語は現行法と理解していることが分かる。

一見前述した〔三 1〕C の読み方に似ているが、〔三 1〕C では、既判決が「改」の目的語であるので同じ理解ではない。

以上些か煩雑な記述となり、筆者の意図が不明瞭になったのではないと思われる。そこで本項での検討結果を簡単にまとめておこう。

仁井田氏が獄官令第 22 条を復原するため用いた基本資料四種六件と筆者が追加

した参考資料三件につき、まず史料上の校勘を試みた。ついでそれらに対する先行訳注を掲げ、「格」と「格改」をどのように理解しているかについて比較検討を行った。その結果、実に多種多様な解釈が存在していることが分かった。

書き下し文は、史料中の漢字を一切変更することなくそのまま使用して日本語にしてゆく技法であるので、漢字一字、あるいは語句をどのように理解しているかはなかなか分かりにくい。書き下しを除いた諸説を大別すると、以下のようなかと思う（不明なもの、関連性の低いものは除外）。

- 第1説** 格（法典）もしくはその中の特定条文の改正 〔一〕A・B、〔二1〕(D)、  
〔参考一〕A・B  
**1(1)** ただし「改」は既判決の変更 〔三1〕C  
**1(2)** ただし「改」は現行法の改正 〔参考三〕A
- 第2説**（法典としての格中の）特定条文の改正 〔二1〕A・C・E、〔三1〕E
- 第3説** 法（法令・法規）の改正 〔二1〕F、〔三1〕A・D・F

第1説は最も一般的解釈で、この場合の「格」は、法典としての格と考える説である。この第1説では、「逢格改者」は通例「格の改むるに逢わば」と読む。

これに対して1(1)と1(2)では、基本的に「格」を法典と捉える第1説の立場に立つものの、「逢格改者」の読み方は「格に逢いて改むれば」となり、その改める対象が1(1)では既判決であり、1(2)では現行法となる。

第2説は、法典としての格よりも、その中の特定条文の改正に重点が置かれている。

第3説は前掲の第1、2説があくまで格（法典）かその中に含まれる特定条文に限定しているのに対して、より広く法の改正と理解する考え方である。法学の基礎理論を応用した説ということになる。

これらの主要三説（細分すれば五説）の存在を意識しながら、以下の第二節では、『唐律疏議』の諸事例に則して、「格」字の意義について考えてみたい。

## 第二節 『唐律疏議』における「格」字の意義

### 第1項「格」字の用例の分析—A群

唐と日本の法制において「格」字の用法には相違があり、また唐に限って見ても、「格」字自体多義的に用いられている。

本項では、以下において『唐律疏議』と「養老律」の若干条を取り上げ、「格」字に関する問題の一端について論じることとする。

「唐律」12巻、「律疏」30巻はすでに散佚していて、今日ではそれぞれ敦煌・吐魯番等西域発見の断簡・断片を通じてしか、同時代の実物を見ることができない。

ただし「唐律」は北宋の『律附音義』により、また「唐律」と「律疏」は、北宋の刑法典『重詳定刑統』（通称『宋刑統』）によって、ほぼその全貌を窺うことができる<sup>(15)</sup>。しかしながら現存最古の天一閣旧蔵明鈔本『重詳定刑統』にはかなりの残闕部分があり、これを基に「唐律」・「律疏」の字句について議論することは実際上難しい。そこで今日では次善の策として、後代の文献ではあるが、『故唐律疏議』（通称『唐律疏議』）を用いるのが一般的な研究方法である。本稿もそれに倣うが、『唐律疏議』は「唐律」と「律疏」を素材として唐以後に編纂された法律書であり、唐・宋といった特定王朝の正式法典でもなく、成立時期や成立過程もよく分からないという問題がある<sup>(16)</sup>。

関連して「養老律」についても触れておく。「養老律」10巻のうち写本として現存しているのは、名例律の上巻、衛禁律の後半、職制律、賊盜律及び鬪訟律三ヶ条のみである。また「養老律」は「律」と称するものの、実際は唐の「律疏」に近く律・本注・疏（子注とも言う）からなる。唐の「律疏」の問答に相当する部分は、文体を問答体から叙事体に変えている<sup>(17)</sup>。

さて『唐律疏議』の巻1から巻30迄に、「格」字は全48例存在する。莊為斯編著『唐律疏議引得』<sup>(18)</sup>（p.611）では全45例であるが、さらに3例を加えることができる<sup>(19)</sup>。

その用法を大別すれば、

- A 法制用語としての「格」 全24例
- B 動詞、あるいはその名詞化した用語としての「格」 全24例

となる。B群については、A群と異なる問題もあるため、これらの検討を第五節に回すこととし、まずはA群から見てゆこう。

初めにA群に属する下記の「格」字を含む語句（全24例）について、形式面から五組に分けて検討する。（ ）内は、篇目略号、条文番号、本文・注・疏・問答の別、事例数である。

(1) 律令格式（断16本1）

律令及格式（職27疏1）

法令格式（鬪60疏1）

(2) 格式（職27疏1、戸24疏1）

格令（名35疏1、職1疏1、詐19疏1）

格式（断19疏1） \* (1)の3例中にも「格式」の語句が含まれる。

(3) 別格（名32問答2、衛31疏1、職53疏1、詐14問答1）

依格（名23疏2）

従格（名32問答1）

(4) 格改（名31問答1、断20疏1）

格重（断20疏1）

格軽（名31問答1、断20疏1）

(5) 永格（断18本1、同疏1）

〔参考〕准格（名31問答1）

まず(1)の「律令格式」とは、判決を下すに当たり、唐代の基本法典である律・令・格・式の中から根拠となる特定条文の正文を全文引用すべしということである。従ってここでの「格」は格（法典）であり、またその中の特定条文の意味ともなる。

次に「律令及格式」は、一見すると律令と格式のことと理解されるが、そうであれば「律令格式」と書いても良かったかと思われる。「律令格式」としなかった理由を考えると、同じ職27疏の中に「律令及式」、「格式」の二つの語句があることから、両者を合せた表現が「律令及格式」になったのではないかと推測される。そうであれば法典としての律・令・式と格・令・式及びそれらに含まれる特定条文を意味することとなる。

第三の「法令格式」は必ずしも一般的な表現とは言えず、「律令格式」と同義で

あるか否かが問題となる。闕 60 本と疏には「犯法」の語があり、本文の「犯法」を解釈して疏では「違犯法令格式」としている。「法令」だけであれば、法律・法令の総称となるが、その後「格式」が附いているので、これは「違犯律令格式」と書くべきところを、「犯法」の語に引きずられて「違犯法令格式」とした可能性があるだろう。

(2)の「格令式」の 2 例は、いずれも四種の基本法典から律を除いた三者、即ち格・令・式及びそれらの中の特定条文を指す。

令の修正は格によってなされるので、格・令が一体的に取り扱われることがある。「格令」のうち名 35 疏は、職 1 疏の引用であり、格（法典）・令（法典）及びそれらの中の特定条文を指す。詐 19 疏も同義であり、具体的には「戸部格」と「賦役令」を指すと考えられる。

第三の「格式」は 1 例だけであるが、他には前述(1)の「律令格式」1 例、「律令及格式」1 例、「法令格式」1 例の中に含まれている。ただし「格式」（断 19 疏）のみは、後述する(4)の「格改」と深く関連するので、(4)と合わせて本稿第四節で検討する。

(3)の「別格」は 5 例あり、名 32 問答の第 1 の「別格」は鑄銭に関わるので「刑部格」を指す。そのすぐ後の「従格」も同様である。ただし同条問答の第 2 の「別格」は「餘条有別格……」とあるので、律のそれぞれの条文で関連する格（法典）の特定篇目、特定条文を指す。第 3 の「別格」である衛 31 疏は、「諸蕃人所娶得漢婦女為妻妾、並不得將還蕃内。」（『訳註日本律令』Ⅱ p.276）という内容であるので、鴻臚寺典客署か礼部主客に関わる。従ってこの「別格」は格（主客格）か詔勅文を指すものであろう。第 4 の「別格」の職 53 疏は、「別格聽収庸直者」（同Ⅱ p.340）とあるので、格（法典）或いは別勅すなわち詔勅文と考えられる。第 5 の「別格」（詐 14 問答）は、「隨身与他人相犯、並同部曲法。」（同Ⅲ p.709）という内容であり、格（刑部格）の特定条文であらう。

「依格」の 2 例はともに名 23 疏にあり、その内容は「道士等輒着俗服者還俗。」「道士等有歷門教化者、百日苦使。」（共に同Ⅱ p.101）となる。犯罪主体が道士等であるので、「格」は「道僧格」を指す。

第三の「従格」については、「別格」の第 1 例に関連してすでに述べた。

〔参考〕として挙げた「准格」は、形式上前述した(3)に分類することが可能で

ある。これについては、現存『唐律疏議』には存在しないが『宋刑統』・「養老律」に存在するところから、『唐律疏議』にも存在したはずとする滋賀秀三氏の見解がある<sup>(20)</sup>。この場合「格」は必ずしも格（法典）ではなく、名31の解釈を指すと思われる。ただしこの「准格」1例は、現存『唐律疏議』に見られないため、本稿では「格」の用例の総数の中に入れていない。

(4)の「格改」・「格重」・「格軽」は、本稿の主題そのものであるなので、後の第四節の中で明らかにしたい。

最後に(5)の「永格」が残ったが、これまた断18独自の問題があるため、別稿において論じたいと思う。

以上の検討の結果から、主な事例に関して次のようなことが言える。なお（ ）内に若干の説明を加える。

「律・令・格・式」は、唐の基本四法典を示す。勿論文脈によって、それらに含まれる特定篇目や特定条文を指すこともある（その中の「令・格・式」は、基本的刑罰法典である律を除いた他の三法典を示す用語である）。「格・令・式」は通例法典としての格・令・式と解する（格と令式と解しうる場合もある）。

「律・令」は言うまでもなく、基本四法典中の主要法典であり、それに対する用語として副次法典を示す「格・式」がある（別の組合せである「令・式」は法典としての令と式を表す他、両者が合わさって行政法規全体を意味することがある）。「格・令」は、法典としての格と令を示す（両者が合わさって律令格式全体を指すこともある。『唐会要』卷三九、定格令）。

「別格」は比較的よく見る用語であり、格の特定篇目、特定条文を指すことが多い。ただし法典化される前の詔勅文を指すこともある。

(4)と(5)については、必ずしも上述した解釈では理解しきれない点があり、それぞれ条文に則した検討が求められよう。

## 第2項 名例律第31条と断獄律第20条

本稿第一節第2項において、唐獄官令第22条復原のための諸資料（四種六件の基本資料と三種の参考資料）を掲げ、特に基本資料中の〔一〕『唐六典』卷六、〔二〕『唐律疏議』卷四（名31問答）、〔三〕『唐律疏議』卷三〇（断20疏）については、各学説による引用唐令の理解の相違とそれぞれの問題点を指摘した。

『唐令拾遺』を初めとする従来の諸研究は、『唐律疏議』に限って言えば、名 31 問答と断 20 疏に獄官令節文が引用されていることを指摘するものの、逆に考えて、それでは何故それら二ヶ条に獄官令節文が引かれる必要があったのかについては殆ど説明がない。

そこで本項ではこれらの二ヶ条を取り上げて、この問題について考えてみたい。漢文史料と書き下し文に附した下線は獄官令節文を示す。波線部については、本文中で言及する。

『唐律疏議』卷四、犯時未老疾条（名 31、『訳註日本律令』Ⅱ pp.123～124）

諸犯罪時雖未老疾、而事發時老疾者、依老疾論。

〔疏議曰、仮有六十九以下犯罪、年七十事發、或無疾時犯罪、廢疾後事發、並依上解贖之法。七十九以下犯反逆殺人應死、八十事發、或廢疾時犯罪、篤疾時事發、得入上請之条。八十九犯死罪、九十事發、並入勿論之色。故云依老疾論。〕

問曰、律云、犯罪時雖未老疾、而事發時老疾者、依老疾論。事發以後未断決、然始老疾者、若為科断。

答曰、律以老疾不堪受刑、故節級優異。七十衰老不能徒役。聽以贖論。雖發在六十九時、至年七十始断、衰老是一。不可仍遣役身。此是役徒内老疾、依老疾論。仮有七十九犯加役流事發、至八十始断、止得依老免罪。不可仍配徒流。又依獄官令、犯罪逢格改者、若格輕聽從輕。依律及令、務從輕法。至於老疾者、豈得配流。八十之人、事發与断相連者、例從輕曲（典）、断依發時之法。唯有疾人与老者理別。多有事發之後始作疾狀。臨時科断、須究本情。若未發時已患、至断時成疾者、得同疾法。若事發時無疾、断日加疾、推有故作、須（宋刑統・養老律作者、准格仍）依犯時、実患者聽依疾例。

若在徒年限内老疾亦如之。

〔疏議曰、……。故云、在徒限内老疾亦如之。……。〕

犯罪時幼小、事發時長大、依幼小論。

〔疏議曰、……。此名幼小時犯罪、長大事發、依幼小論。〕（句読点・

下線・波線・校注は引用者）

・諸そ罪を犯す時未だ老疾ならずと雖も、而して事發する時老疾なれば、老疾に

依りて論ず。

〔疏に議して曰く、たとえば六十九以下にて罪を犯し、年七十にして事発し、或いは無疾の時に罪を犯し、廢疾の後に事発せば、並びに上解の取贖の法に依る。七十九以下にして反逆・殺人の死たるべきを犯し、八十にして事発し、或いは廢疾の時に罪を犯して篤疾の時に事発せば、上請の条に入るを得。八十九にして死罪を犯し、九十にして事発せば、並びに論ずる勿きの色に入る。故に云う、「老疾に依りて論ず」と。〕

問いて曰く、律に云う、「罪を犯す時未だ老疾ならずと雖も、而して事発する時老疾なれば、老疾に依りて論ず」と。事発して以後未だ断決せず、然して始めて老疾なれば、いかに科断せん。

答えて曰く、律は老疾の受刑に堪えざるを以て、故に節級して優異す。七十は衰老にして徒役する能わず。贖を以て論ずるを聽す。発すること六十九の時に在りと雖も、年七十に至りて始めて断ぜば、衰老は是れ一なり。仍お身を役せしむ可からず。此は是れ役徒内に老疾たれば、老疾に依りて論ず。たとえば七十九にして加役流を犯して事発し、八十に至りて始めて断ぜば、止だ老に依りて免罪を得。仍お徒流に配す可からず。又た獄官令に依るに、「罪を犯して格の改まるに逢わば、若し格軽くば輕きに從うを聽す」。律及び令に依るに、務めて輕法に從う。老疾の者に至りては、豈に配流するを得んや。八十の人、事発すると断ずると相い連る者、例として輕曲（典）に従い、断ずるに發時の法に依る。唯だ疾人は老者と理別なり。多く事発するの後に始めて疾状を作すあり。時に臨みて科断するに、須く本情を究むべし。若し未だ發せざる時に已に患らい、断ずる時に至りて疾を成さば、疾の法に同じきを得。若し事発する時に疾なく、断ずる日に疾を加え、推して故らに作すあらば、格に准じて、仍お犯時に依り、実に患らう者は疾の例に依るを聽す。

若し徒の年限内に在りて老疾たれば亦た之の如し。

〔疏に議して曰く、……。故に云う、「徒の限内に在りて老疾たれば亦た之の如し」と。……。〕

罪を犯す時幼小にして、事発する時長大なれば、幼小に依りて論ず。

〔疏に議して曰く、……。此れを幼小の時に罪を犯し、長大にして事発せ



ば、幼小に依りて論ずと名づく。〕<sup>(21)</sup>

まず初めに名 31 から見てゆこう。名 31 は老者・幼者・疾人（疾病・障害者）が、犯罪時・発覚時・断決時において、条件に変動があった場合について規定する。その前条の名 30 において、老者は数え年の 70～79 歳、80～89 歳、90 歳以上に三区分別され、同様に幼者は 15～11 歳、10～8 歳、7 歳以下に三区分別されている。疾人の方は戸令第 9 条（『拾遺』 p.228）で、残疾（軽度）・廢疾（中度）・篤疾（重度）に三区分別されるが、名 30、31 で取り上げられるのは、廢疾と篤疾のみである。これらの老者・幼者・疾人を組み合わせて、三種に再区分別される。

具体的に言えば、第一は 70～79 歳、15～11 歳、廢疾、第二は 80～89 歳、10～8 歳、篤疾、第三は 90 歳以上、7 歳以下、を条件とする。名 30 は、これら三種に属する犯罪者の刑事責任の免除または軽減について規定している。

これに対して、名 31 では、犯罪時・発覚時・断決時の三つの時点を基準として、老者・幼者・疾人それぞれの条件の変動について規定する。

名 31 の原則（第一段、三段）は、犯罪時と発覚時との間に、条件に変動が生じた際は、すべて犯罪者にとり有利な方の条件を採用して、名 30 の規定を適用することとする。

さらに、発覚時から断決時の間に、犯罪者にとって有利な条件が生じた場合も、同様の取り扱いとなる。

第一段の間答の中で、このことを述べた後に第一節第 2 項で述べた獄官令第 22 条節文が引用される。同条は「格改」すなわち処罰の根拠となる法の変動の問題であって、犯罪者自身の条件の変動ではない。そのため両者（名 31 と獄官令 22）は法理上密接に関わるものとは言えない。それでは名 31 問答に、なぜ獄官令 22 が引用されるのであろうか。その答は史料波線部の一文「依律及令、務從輕法。」にあると思われる。要するに唐の律・令の根本理念（慎刑思想・輕典主義）<sup>(22)</sup>として、為政者はできるだけ軽い罪・軽い罰に従うよう努めなければならない（輕典主義）。すなわち令におけるその証左が、獄官令第 22 条であり、下線部に明らかなように、ここでは格改の結果、もし新法が軽い刑罰となったならば、その輕法に従う、という部分のみが強調的に引用されているのである。

また第二段では、徒役の年限内に 70 歳になった場合及び初めて廢疾になった場

合も、前述の場合と同様に扱う、と規定する。

次に断20を取り上げることとする。

『唐律疏議』卷三〇、赦前断罪不当条（断20、『訳註日本律令』Ⅲ pp.862～864）

諸赦前断罪不当者、若処輕為重、宜改從輕。処重為輕、即依輕法。

〔疏議曰、処断刑名、或有出入。不当本罪、其事又在恩前、恐判官執非不移。故明從輕坐之法。……。称輕者全免亦是。故令云、犯罪未断決、逢格改者、格重聽依犯時、格輕聽從輕法。即総全無罪、亦名輕法。其処重為輕、即依輕法、假令犯十惡、非常赦所不免者、當時断為輕罪及全放、並依赦前断定。〕

其常赦所不免者、依常律。〈常赦所不免者、謂雖會赦、猶処死及流、若除名免所居官、及移郷者。〉

〔疏議曰、……。〕

即赦書定罪名合從輕者、又不得引律比附入重。違者各以故失論。

〔疏議曰、……。〕（句読点・下線・波線は引用者）

・諸そ赦前に罪を断じて当たらざる者、若し輕きを処して重しと為さば、宜しく改めて輕きに從うべし。重きを処して輕しと為さば、即ち輕法に依る。

〔疏に議して曰く、処断の刑名、或いは出入あり。本罪に当らず、其の事又た恩前に在らば、恐らくは判官非を執りて移さざらん。故に輕坐の法に從うを明らかにす。……。「輕し」と称する者は全免も亦た是れなり。故に令に云う、「罪を犯して未だ断決せざるに、格の改むるに逢わば、格重くば犯す時に依るを聽し、格輕からば輕法に從うを聽す」と。即ち総べて全く罪なきも、亦た輕法と名づく。「其の重きを処して輕しと為さば、即ち輕法に依る」とは、假令十惡を犯して、常赦免ぜざるところの者には非ずして、當時断じて輕罪及び全放と為さば、並びに赦前に依りて断定す。〕

其の常赦免ぜざるところの者は、常律に依る。〈「常赦免ぜざるところの者」とは、赦に會うと雖も、猶お死に処し及び流し、若しくは除名・免所居官し、及び移郷する者を謂う。〉

〔疏に議して曰く、……。〕

即し赦書罪名を定めて合に輕きに從うべきは、又た律を引き比附して重きに入るを得ず。違わば各の故失を以て論ず。

〔疏に議して曰く、……。〕<sup>(23)</sup>

断獄律第 20 条の第一段では、恩赦が下される前になされた判決において、刑名が正しくなく、軽罪を重罪としたならば軽罪に改め、重罪を軽罪としたならば、軽罪のままとする、と規定する。

その疏文において、律文中の「軽」には「全免」も含むことを明らかにし、その後下線部の獄官令第 22 条節文を引用した上で、何故か結論として全くの「無罪」も「軽法」とする、と言う。

本条第一段で規定されているのは、恩赦前になされた不当な判決の結果としての軽罪と重罪の変更であるので、獄官令第 22 条の法の変動とは本来全く異質な問題のはずである。それでは何故疏文の中で、「軽」の概念中に「全免」も含むと述べた後に獄官令第 22 条を引用する必要があるのであろうか。

この疏文を幾度読み返しても、なかなか合理的な解釈をすることができない。言うまでもなく史料を恣意的に改変することには慎重であるべきであるが、以下のような方法をとることで、問題が解決するのではないかと思いついた。それは疏文中の第一の波線部分「称軽者全免亦是。」と下線部分「故令云、……従軽法。」の位置を入れ替えるだけである。このようにすると、二つの波線部分は連続し、「称軽者全免亦是。即総全無罪、亦名軽法。」となり、二つの文章が同じ事柄を述べ、かつ記述の順序を入れ変えただけであることが分かる。

さらに下線部は、疏文の「故明従軽坐之法。」を受け、多くの具体的事例を挙げた後（本稿では、この部分は引用を略している）、いわば結句として「故令云、……従軽法。」とする。

ここで翻って前述した名 31 の場合を参照していただきたい。名 31 問答において、全く異質である犯罪者の条件の変動と法の変動を合せ論じている。その際筆者は、両者を結び付けるのは法理上の必然性ではなく、唐の律・令の根本理念（慎刑思想・輕典主義）であると述べた。

実のところ断 20 においても、獄官令 22 の引用は具体的事例を間に挟みながら「故明従軽坐之法。」を受けることにより、全く同じこと、すなわちここに律・令の根本理念が表されていると考えられるのである。このような文章の転倒は唐代「律疏」が書写で立法・公布されたことを思えば、十分に起こりうることと理解されよ

う。

以上述べてきたところから明らかなように、『唐律疏議』の名例律第31条と断獄律第20条において獄官令第22条が引用されるのは、法理上の必然性からの要請ではなく、唐の律・令の根本理念、すなわち慎刑思想あるいは輕典主義といったことを明示・強調する必要からであることが分かるのである。

### 第三節 復原唐令と「天聖令」における「格」字の意義

#### 第1項 復原唐令中の「格」字

前述の第二節においては、唐律中の「格」字に焦点を当てて検討を行った。その際主として用いたのは『唐律疏議』であるが、その疏文・問答の中には、唐令節文も引用されていたので、すでに唐令の一部については考察に着手していることになる。本項では、改めて『唐令拾遺』並びに『唐令拾遺補』の復原唐令中に見られる「格」字について検討して行きたいと思う。関連して唐令の復原についても、若干言及するところがある。

##### (1) 戸令41甲（『拾遺』pp.259～260、『拾遺補』p.1038）

凡反逆相坐、没其家為官奴婢。〈……〉。一免為番戶、再免為雜戶、三免為良人、皆因赦宥所及、則免之。〈……〉。諸律令格式、有言官戶者、是番戶之總号、非謂別有一色。〉年六十及廢疾、雖赦令不該、並免為番戶、七十則免為良人、任所居（居衍カ）樂處、而編附之。 （下線・校記は引用者）

・凡そ反逆に相い坐さば、その家を没して官奴婢と為す。〈……〉。一免して番戶と為し、再免して雜戶と為し、三免して良人と為し、皆な赦宥の及ぶ處に因りて則ち之を免ず。〈……〉。諸そ律令格式、官戶を言う者有らば、是れ番戶の總号にして別に一色有るを謂うに非ず。〉年六十及び廢疾、赦令に該ま<sup>ふ</sup>ずと雖も、並びに免じて番戶と為し、七十なれば則ち免じて良人と為し、任に樂<sup>ねが</sup>う所の處に之を編附す。

本条復原の基本資料は、『唐六典』卷六、刑部都官郎中員外郎条（pp.149～150）と『唐會要』卷八六、奴婢条に引く旧制（下p.1859）であるが、仁井田陸氏は、こ

れら基本資料のいずれもが唐令の原文のままでないため、復原は困難である旨附記している (p.260)。

下線部には「諸律令格式」とあるので、ここでの「格」は法典としての「格」であり、その中の特定条文を指すことも含まれる。

本条に関して榎本淳一氏は、論文「日唐官賤人の解放規定について」の中で、『拾遺』と異なりこれを前後二ヶ条に分割して復原すべきことを提唱されている<sup>(24)</sup>。

すなわち前条として「諸反逆相坐、没其家為官奴婢。〈……〉。一免為番戸、再免為雜戸、三免為良人、皆因赦宥所及、則免之。〈……〉。諸律令格式、有言官戸者、是番戸之総号、非謂別有一色。〉」(一部省略、引用者)とする。

ついで後条として「諸官奴婢、年六十及廢疾、雖赦令不該、並免為番戸、七十則免為良人、任所居樂處、而編附之。」(ママの表示は引用者)を独立させる。後条の「諸官奴婢」の4字は、『唐会要』卷八六、奴婢条に引く顯慶二年(657)十二月勅から補われている。二ヶ条に分割する理由として、前条は反逆縁坐によって没官された官奴婢の解放規定であるのに対して、後条は反逆縁坐以外の官奴婢の解放規定であるという相違が存在することである。

榎本氏によれば、日本の養老戸令第38条は、これらの唐令(開元7年令)前後二ヶ条に先行する永徽令二ヶ条を基にして一ヶ条にまとめたものであるという。

さらに榎本氏は、日本の官賤人設置の目的が譜代隷属民の身分固定にあったのに対して、唐では犯罪者の懲罰を目的としていたとし、そのため唐の官賤人の解放規定は、戸令ではなく獄官令等他の篇目に規定されていた可能性を指摘される。

これらはいずれも傾聴に値する見解であると思う。ただあえて疑問を呈すれば、後条の末尾に「任所居樂處、而編附之。」の一句があるが、これは後条に係ることは言うまでもないが、前条本文の末尾の「皆因赦宥所及、則免之。」にも係るのではないだろうか。もし係らないと仮定すると、前条により従良された者の編附の有無が不明となろう。

双方に係ると考えることができるのであれば、あえて前後二ヶ条に分割する必要はなくなり、従良官賤人の編附を規定する41甲を戸令から獄官令等に移す必要性も低下すると思われる。

なお41甲の復原に関連して、『拾遺』や『拾遺補』さらに榎本氏の研究においても、次の二史料に言及されないのは何故であろうか。

『旧唐書』卷四三、職官志、刑部都官郎中条（⑥ - pp.1838~1839）

凡反逆相坐、没其家為官奴婢。一免為蕃戶、再免為雜戶、三免為良民、皆因赦宥所及則免之。年六十及廢疾、雖赦令不該、亦並免為蕃戶、七十則免為良人、任所樂處而編附之。（下線・波線は引用者）

この史料は『唐六典』卷六とほぼ同文であるが、若干異なる文字については下線を施した。また波線を付けた「任所樂處」は『唐六典』では「任所居樂處」とあり、「居」一字が多く、このため読み難くなっている。『旧唐書』のように「任所樂處」であれば養老戸令 38 と一致するので、この方が正しいと考えられる。

また下線部の「亦」一字は『唐六典』卷六にはないので、唐令 41 甲に元来存在したか不明であるが、前掲『旧唐書』では前半にある「一免為蕃戶」を受けて後半で「亦並免為蕃戶」と記していることは明らかであろう。

『新唐書』卷四六、百官志、刑部都官郎中員外郎条（④ - p.1200）

凡反逆相坐、没其家配官曹、長役為官奴婢。一免者、一歳三番役。再免為雜戶、亦曰官戸、二歳五番役。每番皆一月。三免為良人。六十以上及廢疾者、為官戸、七十為良人。（句読点は引用者）

こちらも同じ事柄を述べた史料であるが、前掲『唐六典』卷六、『旧唐書』卷四三に比べると、記述に省略や書換えがあり、唐令原文からはやや遠ざかっていると思われる。

(2) 戸令 41 乙（『拾遺』 pp.260~261、『拾遺補』 p.1038）

『拾遺』では、開元 25 年戸令として以下の如く記す。

今請諸司諸使、各勸官戸奴婢、有廢疾、及年近七十者、請准各令處分。（下線は引用者）

・今諸司・諸使に請うに、各の官戸・奴婢を勸べ、廢疾及び年七十に近き者有らば、請うらくは各令に准じて處分せん。

この条文の基本資料は『唐会要』卷八六、奴婢条（下 p.1862）であり、この史料の一部に基づいて、41 乙は復原されている。

太（大）和三（二）年（828）十月勅、……奏当司管諸司所有官戸奴婢等、挹要典及令文有免賤從良条。……今請諸司諸使、各勸官戸奴婢、有廢疾及年近七十者、請准各令處分。（句読点・下線・校勘は引用者）

また参考資料として掲げられた『文献通考』卷十一、戸口考（I p.120）には、

長慶……四年（824）勅、諸司諸使、各勘官戸奴婢有廢疾及年七十者、準格、免賤從良。（下線は引用者）

とある。

41 乙の史料の形式から明らかなように、これは勅の一部を切り取ったもので、復原唐令とは言い難い。そのことと関連するが、仁井田氏は 41 乙及び『唐会要』卷八六の「令」・「令文」に傍点（○印）を付け、令文である根拠とする。そこから恐らくこれらの下線部を「請うらくは各令に准じて処分せん。」と読み、『文献通考』卷十一については、「格に准じて賤を免じ良に従わしむ。」と読まれているものと推測される。

一方『拾遺補』第三部（p.1038）では、『拾遺』の 41 乙をそのまま採用するが、第二部（pp.546～547）では参考資料五件を追加しており、その中の『唐会要』卷八六、奴婢条（下 pp.1860～1861）に、

大曆十四年（779）……其年八月、都官奏、……又準格式、官戸受有勲及入老者、並從良<sup>(25)</sup>。（下線は引用者）

とあることが注目される。下線部は「格式に準ずるに……並びに良に従わしむ。」となり、前掲の『文献通考』卷十一の史料に先行するものであることが分かる。

これらの「準格式」と「準格」は類似の表現であり、ここから『唐会要』大和二年勅も「請准各（格）令処分」（格令に准じて処分せん）の誤記であった可能性が大きく、関連して 41 乙の下線部も「請准格令処分」に文字を改めることができよう。

ただし 41 乙は唐令の原形からかなり離れているので、果たして 41 甲と関連附けて論じて良いか明確でない。もし関連性があるとするならば、その「格令」は、「戸部格」と「戸令」それぞれの該当条文ということになるであろう。

### (3) 関市令 10（『拾遺』 pp.719～720、『拾遺補』 p.1397）

秤以格、斗以概

・秤は格を以てし、斗は概を以てす。

これは見ての如く唐令（開元 7 年令）の節文であり、その基本資料は『唐六典』卷二〇、京都諸市令条（p.385）の注、

以二物平市（謂秤以格、斗以概）

であり、参考資料に掲げる次の養老関市令第 15 条（p.300）に対応する。

凡用称者皆懸於格。用斛者以概。粉麵則称之。

秤（<sup>しょう</sup>称は通字）は重さを量るはかりであり、とくに天秤・天平を指す。格について、養老関市令 15 の義解注に、「謂称者、称量軽重也。格者、横木、所以懸称也。……。」（p.300）と説明する。また郭正忠氏は「格、以拘限秤杆低昂之框架。」<sup>(26)</sup>とし、はかり杆の高低を抑制するための木組みと推測し、岩波本『律令』の頭注 15 では「物を掛け下げておく横木のある具」（p.444）と記す。秤を支えるためには、秤を吊り下げる支柱が横木が必要で、横木であればそれを支える二本の柱と、柱を立てる土台が備わっていることが求められる。そのような秤を用いる際に必要とされる道具を格と呼ぶと考える。

唐代の格の実物については現時点では十分な調査ができていない。ただ敦煌壁画や本草書の図の中に、唐宋時代の格と思われるものを見ることができる（前掲『三至十四世紀中国的権衡度量』図版二五、三参照）<sup>(27)</sup>。

なお斗は量を量るますで、概は穀物等をますで量る時、表面をならして平にするのに用いる棒の斗搔<sup>とかき</sup>・升搔<sup>ますかき</sup>のことである。

**(4) 獄官令 22**（『拾遺』 p.776、『拾遺補』 p.1434）

諸犯罪未発、及已発未断決、逢格改者、若格重、聽依犯時、格輕、聽從輕法。  
（第一節第 1 項私案参照）

本条はまさに本稿の主題そのものであり、各節を通して詳述する。

**(5) 獄官令補 2**（『拾遺補』 p.1437）

凡断獄之官、皆举律令格式正条以結之。

・凡そ断獄の官、皆な律令格式の正条を挙げて以て之を結ぶ。

『拾遺補』（pp.826～827）によれば、本条は『唐六典』卷六、刑部郎中員外郎条（p.147）を基本資料とし、養老獄令第 41 条（p.325）を参考資料として復原されている。本条中の「格」は法典としての「格」であり、その特定条文を含む。

なお本条の違反は、次の断獄律第 16 条によって処断される（『訳註日本律令』Ⅲ pp.853～854）。

諸断罪皆須具引律令格式正文。違者笞三十。若数事共条、止引所犯罪者聽。  
（句読点は引用者）

断 16 については、第二節第 1 項 (1) で簡単に触れたが、別の角度から第四節でも述べたい。

以上復原唐令中の「格」の用例の中、(1) と (5) の「律令格式」中の「格」は、格



(法典)あるいはその中の特定条文を指す。(2)の「請准各令処分」の「各令」は、基本資料である大和二年勅に「格令」の誤記の可能性があり、もし「格令」であれば復原唐令も「格令」となる。ただし 41 甲と 41 乙の関連性は必ずしも明確ではない。若干の字句の共通性から両条を関連するものと判断できるならば、その「格令」は「戸部格」と「戸令」それぞれの該当条を指すこととなる。

これらに対して(3)の「格」は全く別の用例で、秤を吊り下げる支柱あるいは横木を有する木組みのことと思われる。そして(4)は本稿の主題そのものであり、その「格」字の用法もやや特殊なものと考えられる(第四節で詳述する)。

## 第2項「天聖令」中の「格」字

「天聖令」残巻の篇目構成及び書写原則には、以下のような特色がある。現存している篇目は、田令から雑令までの 10 篇目であり、巻次は巻二から三十に至る。ただし附篇目として関市令に捕亡令が、医疾令に仮寧令が、そして喪葬令には喪服年月が附加されている。それらを含めると、全体で 12 篇目+喪服年月 1 篇となる。

さらに 12 篇目に含まれる令文は、宋令と所附唐令に分かれる。宋令は天聖時公布の現行法であり、所附唐令は結果的に宋令に取り込まれなかった唐開元 25 年令であって、恐らくその効力の停止を明示するため各篇目に附加されたものと思われる<sup>(28)</sup>。

本項では、前項に引き続き、まず天聖唐令(所附唐令)中の「格」字を取り上げ、ついで参考のため天聖宋令中の「格」字についても簡単に紹介したい。

### (1) 廩牧令唐 34 (『天聖令校證』下、p.403)

諸駅馬三疋・驢五頭、各給丁一人。若有余贖、不合得全丁者、計日分数準折給。馬・驢雖少、每駅番別仍給一丁。……。仰出丁州、丁別準式収資、仍拋外配庸調處、依格収脚価納州庫、令駅家自往請受。若於当州便配丁者、亦仰州司準丁一年所輸租調及配脚直、収付駅家、其丁課役並免。……。(句読点・下線は引用者)

・諸駅馬は三疋ごと、驢は五頭ごとに各の丁一人を給す。もし余贖ありて全丁を得べからざれば、日を計り数を分け準折して給す。馬・驢少しと雖も、駅ごとに番別仍お一丁を給す。……。丁を出す州に仰せて、丁別に式に準じて資を収め、仍お庸調を外配する処に抛り、格に依りて脚価を収めて州庫に納め、

駅家をして自ら往きて請受せしむ。若し当州に於いて便ち丁を配さば、亦た州司に仰せて丁の一年に輸する所の租調及び配する脚直に準じて、収して駅家に付し、その丁は課役並びに免ず。……。

本条の前半に関連する史料として、『唐六典』巻五、兵部駕部郎中員外郎条に、次の一文がある（pp.126～127）。

駕部郎中員外郎掌邦国之輿輦・車乘、及天下之伝・駅・廄・牧官私馬牛雜畜之簿籍、辨其出入闌逸之政令、司其名数。凡三十里一駅、天下凡一千六百三十有九所。〈……每駅皆置駅長一人、……。凡馬三名（正）給丁一人、船一給丁三人。凡駅皆給錢以資之、什物並皆為市。……〉（下線・校勘は引用者）

ここから兵部駕部が、全国の駅・伝の馬驢等の台帳を管理していることが分かる。また下線部の「凡馬三名（正）給丁一人」は、前掲の廄牧令唐 34 の冒頭の一句（下線部）に対応し且つ先行するものである。

後半に関わる史料としては、『唐六典』巻三、戸部郎中員外郎条に、次の一文がある（p.68）。

凡丁歳役二旬、〈有閏之年加二日。〉無事則収其廬、毎日三尺。〈布加五分之一。〉……。（下線は引用者）

また同書、同巻、戸部度支郎中員外郎条には「脚直」（p.73）の語が見える。

凡天下舟車水陸載運、皆具為脚直、輕重・貴賤・平易・險澁、而為之制。廄牧令唐 34 中の「依格」の「格」は、「戸部格」の可能性が高いと考えられる。なお廄牧令唐 34 に対応する養老令は存在していない。

## (2) 関市令宋 12（『天聖令校證』下 p.405）

諸用秤者皆掛於格。用斛斗者皆以概。粉麴則秤之。（句読点・下線は引用者）

・諸秤を用うるには皆な格に掛く。斛斗を用うるには皆な概を以てす。粉麴には則ち之を秤る。

この史料は、第 1 項(3)に掲げた唐関市令 10 の唐令節文に通じるものである。実はそれ以上に前掲養老関市令 15 に類似する。

凡用称者皆懸於格。用斛者以概。粉麴則称之。（下線は引用者）

今関市令宋 12 と異なる文字には下線を附した。しかし「掛」と「懸」は同義、「秤」と「称」、「麴」と「麴」はそれぞれ俗字と正字（『干祿字書』）の関係にある。

また「斛斗者皆」を養老令が「斛者」としているが、実は埤本『令義解』・源元寛本『関市令義解』では「斛者皆」に作り<sup>(29)</sup>、岩波本『律令』の底本である紅葉山文庫本でも同様に書いた後「皆」字を抹消している<sup>(30)</sup>。これらから養老令にも本来「皆」字は存在した可能性があろう。すなわち養老関市令 15 にも宋 12 同様、二つの「皆」字があったと思われる。

なお本題である宋 12 の「格」字の意義については、唐関市令 10 と同様である。

**(3) 獄官令宋 28** (『天聖令校證』下 p.417)

諸犯罪未発及已発未断決、逢格改者、若格重、聽依犯時。格輕者、聽從輕法。

(下線は引用者)

本条の史料並びに訳注については、第一節第 2 項ですでに検討した。また本条に対応する唐獄官令第 22 条の内容は、次の第四節において取り扱う。

**(4) 獄官令宋 38** (『天聖令校證』下 p.418)

諸判官断事、悉依律令格式正文。若牒至檢事、唯得檢出事状、不得輒言与奪。

(下線は引用者)

・諸そ判官事を断ずるに、悉く律令格式の正文に依る。若し牒至りて事を検するには、唯だ事状を検出し、輒りに与奪を言うを得ず。

本条は以下の唐獄官令補 2 (第三節第 1 項(5)で既述)に対応する宋令である。

凡断獄之官、皆举律令格式正条以結之。

これに対して養老獄令第 41 条は次の如くである (p.325)。

凡諸司断事、悉依律令正文、主典檢事、唯得檢出事状、不得輒言与奪。

宋 38 と養老獄令 41 には共通する文字が多いので、ここから唐令 (永徽令) を復原することができる。

諸諸司断事、悉依律令格式正文。主典檢事、唯得檢出事状、不得輒言与奪。

(波線は宋 38、下線は養老獄 41、二重下線は宋 41 と養老獄 41 が同文であることを示す。)

唐獄官令補 2 (『拾遺補』 pp.826~827) は『唐六典』卷六、刑部郎中員外郎条のみから復原されたものであるが、『唐六典』のみを基本資料とする復原方法は、時としてかなり令文の原形から外れることを示している。

なお宋 38 中の「律令格式」は、基本法典としてのそれであるが、唐とやや異なり「律」は『宋刑統』を、「格」は『宋刑統』の旁照法中の制勅と格及び『編勅』を

指す。「令」と「式」はそれぞれの法典を示すものと理解される。

以上天聖令中の「格」字の諸事例中、(1)の天聖唐令の「依格」は、「戸部格」の可能性が高い。(2)の天聖宋令の「掛於格」は、前述の第1項(3)の唐開市令10に対応する。「格」が秤を支える木組みを指すことも同様である。(3)の宋令は、唐獄官令22に対応するもので、本稿の主題である。「格」の用法としてはやや特殊である。(4)の宋令の「律令格式」は、一見唐の「律令格式」と同義のように見えるが、唐と宋では法体系に変化する面があり<sup>(31)</sup>、ここでの「律」は『宋刑統』を、「格」は『宋刑統』旁照法中の制勅と格及び『編勅』を指すものと考えられる。

#### 第四節 獄官令第22条中の「格」及び「格改」の意義

先に第一節第1項において提示した獄官令第22条の復原案には、「逢格改者」・「格重」・「格軽」と三ヶ所に「格」字が現れる。本条を正確に理解するためには、まずこの「格」と「格改」の語句の意義を明らかにする必要がある。そのための作業として、筆者は第一節第2項で、獄官令第22条復原のための諸資料（基本資料と参考資料）の字句を確認し、先行する訳注を列挙した後、それぞれの問題点を指摘した上で、それら諸説を三種に大別してみた。以下三種の説の妥当性につき検討してみたい。

##### (1) 第1説の検討

三種の説の中で、最も一般的な解釈は、第1説として分類したもので、獄官令第22条中の三つの「格」を、そのまま格（法典）として理解するものであり、その場合は格中の特定条文の意味も含まれる。

この説の当否を考えるに際し、「逢格改者」となる前提として、「諸犯罪未発、及已発未断決」とあることに注目する必要がある。すなわち犯罪が行われ、未だ発覚していないか、発覚しても未だ断決がなされていない時、という条件の下に「格改」に逢ったならば、と規定されているのである。

断決に関連する律文を、以下に引用する。

『唐律疏議』卷三〇、断罪引律令条（断16、『訳註日本律令』Ⅲ pp.853～854）

諸断罪皆須具引律令格式正文。違者笞三十。若数事共条、止引所犯罪者聽。

〔疏議曰、犯罪之人、皆有条制。断獄之法、須憑正文。若不具引、或致乖謬。違而不具引者答三十。……。〕（句読点・下線は引用者）

・諸そ罪を断ずるに、皆な須からく律・令・格・式の正文を具引すべし。違わば答三十。若し数事条を共にせば、止だ犯す所の罪を引くを聴す。

〔疏に議して曰く、罪を犯すの人、皆な条制あり。断獄の法、須からく正文に憑るべし。若し具引せざれば、或いは乖謬を致さん。違いて具引せざれば答三十。……。〕

断 16 によれば、判決を下すに際しては、必ず根拠となる律令格式の正文を全文引用することが求められている。通例唐代律令制において、律を刑罰法（刑罰法典）、令を非刑罰法（非刑罰法典）と区分することが多いが、断 16 を文字通りに理解すれば、判決に必要な法は、律と法典全般の修正法である格だけでなく、令と式も含まれることになる<sup>(32)</sup>。

### 式と刑罰

式は施行細則と理解するのが一般的であるが、果たして刑罰法としての面もあるのであろうか。

『唐律疏議』の中に、以下のような記述がある。

其折衝府校閱在式有文。不到者、各準違式之罪。（擅 6 疏）

・その折衝府の校閲は式に文あり。至らざれば、各の違式の罪に準ず。

若未従軍、尚容求覓、即従違式法。（擅 7 疏）

・若し未だ軍に従わざれば、尚お求覓を容すも、即ち違式の法に従う。

これらの史料中の「違式之罪」・「違式法」とは、雑律第 61 条を指すことは言うまでもない。

『唐律疏議』卷 27 違令条（雑 61、『訳註日本律令』Ⅲ p.794）

諸違令者答五十。〈謂令有禁制、而律無罪名者。〉別式減一等。

〔疏議曰、令有禁制、謂……。此是令有禁制律無罪名、違者得答五十。別式減一等、謂……。違式文而着服色者答四十。是名別式減一等、物仍没官。〕

（句読点・下線は引用者）

・諸そ令に違わば答五十。〈令に禁制有りて律に罪名無き者を謂う。〉別式は一等を減ず。

〔疏に議して曰く、令に禁制有りとは、……を謂う。此れは是れ令に禁制有

りて律に罪名無く、違わば笞五十を得。別式は一等を減ずとは、……を謂う。式文に違いて服色を着さば笞四十。是れを別式は一等を減ずと名づけ、物は仍お没官す。]

すなわち式に違反すると、笞四十が科されることとなる。ただし雑 61 は律の一条文であるので、式が直接的に刑罰法であることを示すものとは言い難い。

さらに『唐律疏議』を調べてみると、以下のような史料が目にとまった。

若習行未成、依式配役。(名 28 疏)

- ・若し習業未だ成らざれば、式に依りて配役す。

減外殘徒、各依式配役。(名 44 疏)

- ・減外の殘徒は、各の式に依りて配役す。

若子年十六以上、依式流配。(賊 4 疏)

- ・若し子年十六以上なれば、式に依りて流配す。

これらは一見すると式によって刑罰が科されているように思われるが、この場合の「依式」は、法令に基づいての意で、具体的には律を指すと考えられる。

ただし以下の史料は、これらとは少し異なっている。

『唐律疏議』卷八、烽候不警条（衛 33、『訳註日本律令』Ⅱ pp.278～280）

諸烽候不警、令寇賊犯辺、及応挙烽燧而不挙、応放多烽而放少烽者、各徒三年。

〔疏議曰、烽候、謂從縁辺置烽連於京邑、烽燧相應以備非常。放烽多少具在別式。……。〕

若放烽已訖而前烽不挙、不即往告者、罪亦如之。以故陷敗戸口軍人城戍者絞。

〔疏議曰、依職方式、放烽訖而前烽不挙者、即差脚力往告之。不即告者亦徒三年。故云亦如之。……。〕

即不应挙烽燧而挙、若応放少烽而放多烽、及繞烽二里内輒放煙火者、各徒一年。

〔疏議曰、依式、望見煙塵、即挙烽燧。若無事故、是不应挙。若応放少烽而放多烽、及繞烽二里内、皆不得有煙火、謂昼放煙夜放火者。自不应挙烽燧而挙以下三事、各徒一年。放烽多少具在式文。其事隱秘不可具引。如有犯者、臨時捩式科断。〕（句読点・下線・波線は引用者）

- ・諸そ烽候警せず、寇賊をして辺を犯さしめ、及び烽燧を挙ぐべくして挙げず、多烽を放つべくして少烽を放たば、各の徒三年。

〔疏に議して曰く、「烽候」とは、縁辺より烽を置き京邑に連ね、烽燧相い応じ

て以て非常に備うるを謂う。烽を放つことの多少は具に別式にあり。……。]もし烽を放つこと已に訖るに前烽拳がらず、即ちに往きて告げざれば、罪亦た之の如し。故を以て戸口・軍人・城戍を陥敗せしむれば絞す。

[疏に議して曰く、職方式に依るに、「烽を放ち訖りて前烽拳がらざれば、即ちに脚力を差し往きて之に告げしむ」と。即ちに告げざれば亦た徒三年。故に云う、「亦た之の如し」と。……。]

即し烽燧を挙ぐべからずして挙げ、若くは少烽を放つべくして多烽を放ち、及び烽を繞る二里内に輒りに煙・火を放たば、各の徒一年。

[疏に議して曰く、式に依るに、「煙塵を望見せば即ちに烽燧を挙ぐ」と。若し事故無くば、是れ挙ぐべからず。若くは少烽を放つべくして多烽を放ち、及び烽を繞る二里内、皆な煙・火有るを得ずとは、昼煙を放ち夜火を放つを謂う。烽燧を挙ぐべからざるに挙ぐより以下の三事、各の徒一年。烽を放つことの多少は具さに式文に在り。その事隱秘にして具引すべからず。如し犯すこと有らば、時に臨みて式に拠りて科断す。]

本条は辺境防備の警報として挙げた狼煙に関する規定で、昼間に挙げる煙を「燧」と言い、夜間に挙げる火を「烽」と言った。本条の疏文には、「別式」・「職方式」・「式」の語が見られ、最後に「如有犯者、臨時拠式科断。」の一文で結ばれている。「時に臨みて式に拠りて科断す。」というのは、前述の断 61 に拠って違式の罪となることを指すのか、あるいは他の解釈が可能なのであろうか。この問題については、幸いにもすでに窪添慶文氏の次の注釈がある（衛禁律訳註、第 33 条、注釈 12）。

雑 61 の違式による処罰を意味しているのではない。挙げた烽の多少が式の規定通りであるか否かを調べて有罪・無罪を断ずるのであり、処罰は徒三年もしくは徒一年と決まっている。（『訳註日本律令』 VI p.107）

この注釈は正鵠を射ており、式（職方式）に挙げるべき烽の数が規定されているので<sup>(33)</sup>、その多少に基づいて違反の事実が認定され、結果として衛 33 に拠って処罰されることになる。この場合式に違反することは、直ちに刑罰に連動すると言える。従ってもしこの式が變動（あえて言えば「式改」）したならば、そのまま刑罰の軽重・有無に結び附く可能性がある。

ここで第二節第 1 項で保留した問題を思い起こす必要がある。すなわち (2) の「格式」（断 19 疏）は、(4) の「格改」（名 31 問答、断 20 疏）と併せ論じるとし

た所に戻りたい。

称之類者、或雖非恩赦、而有格式改動、……。情狀既多、故云之類。（断 19 疏）  
（句読点・下線は引用者）

・「之類」と称するは、或いは恩赦に非ずと雖も、格式改動すること有り、……。情狀既に多し、故に「之類」と言う。

「而有格式改動」を格・式が改められると理解できるならば、「格改」と「式改」を合せて「格式改動」と表現していることになる。そうであれば名 31 問答・断 20 疏及びそれらの引用令文の基である獄官令 22 に現れる「格改」（結果として広義の「格改」となる。また「格改」・「格重」・「格軽」の「格」も広義の「格」となる）の語句は、法典としての格の改正（狭義の「格改」）に限定されず、少なくともその中に式の改正も含まれることになる。すなわち「格改」の語句には広狭二義が存在するのである。

なお式と刑罰の関連について考えてゆく時、敦煌発見の唐水部式残巻の中にも、以下の史料があることに気附く。

開元水部式残巻（P.2507）

河陽橋置水手二百五十人、陝州大陽橋置水手二百人、仍各置竹木匠十人、在水手数内。……。如不存檢校致有損壞、所由官与下考、水手決卅。（TTD-I(A)、pp.41～42、ll.67～74）<sup>(34)</sup>  
（句読点・下線は引用者）

・河陽橋には水手二百五十人を置き、陝州の大陽橋には水手二百人を置き、仍お各の竹木匠十人を置くも、水手の数の内に在り。……。如し檢校存せずして損壞有るを致さば、所由の官には下考を与え、水手は卅に決す。

この「水手決卅」は、雑 61 に言う違式の罪（刑罰は笞四十）ではない。もしこれが「律」に定める常刑の笞三十であれば、式と刑罰の直接的関連性を示すことになる。ただしその直前にあるのが「所由官与下考」であり、これは「考課令」による処分である。そうであれば、「水手決卅」も常刑としての笞三十ではなく、所司内の処分としての決三十の可能性もあろう。この問題に就いては後考に期すこととしたい。

### 令と刑罰

次に令と刑罰の関係について考えてみよう。通例令は非刑罰法典とされるので、刑罰は含まないと考えられている。確かに令中に見えるのは令違反に対する行政



的処分である。ただし極めて稀な事例であるが、刑罰に言及することもある。

学令 6 (『拾遺』 pp.274～275、『拾遺補』 pp.1050～1051) に、

諸学生、先読経文通熟、然後授文講義。……。通一及全不通、斟量決罰。○……。

・諸そ学生、先に経文を読み通熟せしめ、然る後に文の講義を授く。……。一のみに通ず及び全てに通ぜざれば、斟量して決罰す。○……。

の如く「決罰」の語が見える。

また天聖廢牧令唐 10 (『天聖令校證』 下 p.400) に、

諸在牧失官雜畜者、並給一百日訪覓。限滿不獲、各準失処当時估価徵納、牧子及長、各知其半。〈若戸・奴充牧子無財者、準銅依加杖例。〉……。

・諸そ牧に在りて官の雜畜を失わば、並びに一百日を給して訪覓せしむ。限滿つも獲ざれば、各の失処の当時の估価に準じて徵納せしめ、牧子及び長は各のその半を知す。〈若し戸・奴牧子に充てられ財無くば、銅加杖に依るの例に準ず。〉……。

「準銅依加杖例。」の字句が見えることから、令と刑罰が全く無関係な訳ではない。もしこれらの令文が改正されたならば、刑罰にも影響が生じてくる。

それでも令は基本的に非刑罰法典であり、原則として刑罰を含まないと考えてよい。前掲雑 61 の注に「謂令有禁制、而律無罪名者。」とあるのは、令に禁制があれば、それに対応して律に罪名を設けるのが通例であり、罪名があればその違反に対して刑罰が生じることとなる。そのような令に対応する律条が設けられていない場合、令の禁制違反を直ちには無罪とせず、「違令」罪として笞五十とするのが雑 61 の趣旨である。そこからもし「違令」罪の根拠となる令自体が改正されたならば、当然律の刑罰に影響してくる。つまり令の改正（あえて言えば「令改」）は、直接的あるいは律を通じて間接的に刑罰と繋がっていることになる。

すなわち獄官令 22 の「格改」（広義）の語句には、「格改」（狭義）・「式改」のみではなく「令改」も含まれていると考えられよう。「格」の主たる機能の中に、刑罰法典である律の修正が含まれることを考えれば、当然のこととして「律改」も該当するであろう。要するに「格改」（広義）の「格」は、事実上「格（狭義）・式+律+令」を包含しているのである。以上が「格」・「格改」に関する第 1 の諸説に対する検討であり、その結果として獄官令 22 の「格」を法典としての格（狭義）に限定することはできないと考えるに至った。

## (2) 第2説の検討

第2説は、「格」を格（法典）中の特定条文と理解することに力点を置く諸説である。これも第1説に対して述べたことがあてはまり、結果的に取り難いと考えられる。

## (3) 第3説の検討

それでは第3説の「法の改正」説は、どのように評価できるであろうか。獄官令22の「格改」（広義）が格（狭義）のみでなく、式・律・令の改正を含むとするならば、これらをまとめて「法の改正」と言って良いであろうか。この表現はすでに見たように、刑法学者や法制史家によってよく用いられていて、法学の一用語として理解しやすい面がある。ただし「法の改正」は、「格改」に関連する諸史料の分析から生まれたものではなく、いわば証明の無い結論の先取りとも言うべきものである。

「法の改正」を用いることの問題点の第一は、このような抽象的な法概念が唐代に存在したと錯覚させることであり、第二としては、獄官令22の「格改」（広義）中の格・式・律・令の重要度の差等を見落すことである<sup>(35)</sup>。

獄官令22の「格改」（広義）は、まずは格（狭義）に力点が置かれていることは間違いない。この場合の格は法典としてまたその中に含まれる特定条文、および詔勅を含む概念である。次に式が来る。格・式は基本的に機能が異なるものの、ともに律令制度を動かし、変化させる機能を持っている（格・式は共に軟性の法典で、比較的変動しやすい）。その後には刑法の基本である律が来る。そして最後に令が附加される。律と令は法制度の根幹を形づくる役割を担い、その修正は皇帝即位に伴う法典改正の時を主とし、必要に応じて臨時の小改正がある（律・令は共に硬性の法典で、変動は少なく、法的安定性に資する）。

すなわち獄官令22の「格改」（広義）とは何かと言えば、字句上は格の変動・改正であるが、その中には格（狭義）以外に式・律・令の変動・改正が含まれた概念であり、これを一まとめに抽象化して「法の改正」と称することは、実体からして正確とは言い難い。

以上の論述から明らかなように、獄官令第22条中の「格」の意義は、「格改」の法理（狭義の格の変動のみではなく、式・律・令の変動をも含む広義の格の変動を示す）のためになりに特殊なものとなったと考えられる。そのため「格」・「格改」に関する筆者の理解は、先行諸説のいずれとも異なるものとならざるを得ない<sup>(36)</sup>。

なお附言すると、北宋の史料の中に、事案によってこの格改の法適用を停止しようとする事例がある。すなわち熙寧 10 年(1077)の檢正中書戸房公事安燾<sup>(37)</sup>の四事の献策中に「三、大名府、濱・棣・德州賊盜、如被告獲、依重法処断、不用格改法。」(『統資治通鑑長編』卷二八二、㊟ - p.6902、三、大名府、濱・棣・德州の賊盜、如し告獲せらるれば、重法に依りて処断し、格改の法を用いざれ。)とあり、これらの事案では、重法を用いて処断すべきであり、格改の法を適用すべきではない、と述べている。ここから逆に、通例の常法適用の事案では、格改の法が用いられていたことが窺える。

## 第五節 『唐律疏議』における「格」字の用例—B群

先に第二節第 1 項において述べたように、『唐律疏議』の卷 1 から卷 30 迄に「格」字は全 48 例存在し、その用法を大別すれば、

**A** 法制用語としての「格」全 24 例

**B** 動詞、あるいはその名詞化した用語としての「格」全 24 例

となる。そして A 群に属する「格」字を含む語句(24 例)を形式的に(1)~(5)の五つに分け、それぞれにおける「格」字の意義についてはすでに検討した。さらに本稿の主題である(4)の「格改」・「格重」・「格軽」については、これも第四節において詳述したところである。

それでは残りの B 群の「格」字を分析することから、どのようなことが分かるのであろうか。以下本節では餘論として、このことを論じてみたい<sup>(38)</sup>。

### B 群の「格」の用例

まず『唐律疏議』の B 群に区分される「格」字を含む 24 の用語例を、事例数に従って掲げると以下ようになる(「名 38 疏 1」は、名例律第 38 条の疏に 1 例あるの意)。

捕格 9 例(名 38 疏 1<sup>(39)</sup>、賊 11 疏 1、捕 3 注 2、同疏 3、同問答 2)

不格 6 例(賊 11 本 1、同注 1、同疏 4)

格殺 5 例(賊 22 疏 1、捕 2 本 1、同疏 2、同 3 疏 1)

拒格 2 例(賊 10 問答 1、同 34 問答 1)

格傷 1 例（賊 34 問答 1）

防格 1 例（賊 11 疏 1）

それぞれの語句の意味は、各条の文脈に規定されることは言うまでもないが、参考のため『訳註日本律令』Ⅴ～Ⅷを参照して簡単な説明を加える。

「捕格」は犯人を逮捕すること。「不格」の「格」は「捕格」の意であるから、反対に犯人を逮捕しないこと。「格殺」は殺すこと。関連して「格傷」は犯人が抵抗して追捕者を傷附けること。「拒格」は犯人が追捕者に抵抗すること。「防格」は犯人が逮捕を免れようとする。要するに各種の字書・辞書に明らかなように、「格」字の動詞的用法には、反撃する、打ち殺す、捕えると言った意味があるのである。

「格」・「拏」の本義

ただこのような意味が、「格」字の本義から直ちに導かれるのかについては些か疑問がある。後漢・許慎撰、清・段玉裁注『説文解字注』六篇上<sup>(40)</sup>に「格、木長兒。從木。各声。」(p.254。格は木の長ずる貌。木に従う。各声。)とあり、本義は樹木の長い枝を指す。「格」と字形が近く同音の文字に「拏」(以下本稿では、区別のため太字にして示すこととする)がある。同じく『説文解字注』十二篇上に「拏、擊也。从手。各声。」(p.616。拏は撃なり。手に従う。各声。)とあるように、こちらは撃つということが本義である。ただし早くから「格」字を以て「拏」の意味にとることも行われてきた。

例えば四部叢刊本『汲冢周書』武称解第六<sup>(41)</sup>に「追戎無格、窮寇不格」(追戎は格無く、窮寇は格たず)とあり、孔晁注に「格、鬪也。」とある。また『後漢書』卷四六、陳寵伝に「斷獄者急於籌格酷烈之痛」<sup>(42)</sup>とあり、李賢注に「説文曰、格、擊也。」とある。

「格」と「拏」の両字は古くから誤用され、また通字の関係にもなり、やがて「格」の語義が拡張(引伸義)して、「拏」の意味を取り込むという現象が見られた。

『唐律疏議』賊盜律第 11 条

そこで次に『唐律疏議』賊盜律第 11 条を取り上げ、「格」字を含む語句に下線を施し、a~h の符号を附す(『訳註日本律令』Ⅲ pp.510~511)。

諸有所規避、而執持人為質者皆斬。部司及隣伍、知見避質不格<sup>a</sup>者徒二年。〈質期以上親及外祖父母者、聽身避不格<sup>b</sup>。〉

〔疏議曰、有人或欲規財、或欲避罪、執持人為質。規財者求贖、避罪者防格<sup>c</sup>。〕

不限規避輕重、持質者皆合斬坐。部司謂持質人処村正以上、并四隣伍保、或知見、皆須捕格<sup>d</sup>。若避質不格<sup>e</sup>者各徒二年。註云、質期以上親及外祖父母、聽身避不格<sup>f</sup>者、謂賊執此等親為質、唯聽一身不格<sup>g</sup>、不得率衆綫避。其質者、無期以上親、及非外祖父母、而避不格<sup>h</sup>者各徒二年。〕（句読点・下線・a～hの符号は引用者）

- ・諸そ規避する所有りて、人を執持し質と為さば皆な斬す。部司及び隣伍、知り見て質を避けて格さざれば<sup>a</sup>徒二年。〈期以上の親及び外祖父母を質とせらるれば、身避けて格さざる<sup>b</sup>を聴す。〉

〔疏に議して曰く、人或いは財を規<sup>はか</sup>らんとし、或いは罪を避けんとし、人を執持して質と為すこと有り。財を規る者は贖を求め、罪を避くる者は格を防ぐ<sup>c</sup>。規避の輕重を限らず、質を持すれば皆な合に斬坐とすべし。「部司」とは質人を持する処の村正以上を謂い、並びに四隣五保、或いは知り見ば、皆な捕格<sup>d</sup>すべし。若し質を避けて格さざれば<sup>e</sup>各の徒二年。註に云う、「期以上の親及び外祖父母を質とせらるれば、身避けて格さざる<sup>f</sup>を聴す」とは、賊此等の親を執えて質と為さば、唯だ一身格さざる<sup>g</sup>を聴し、衆を率し綫べ避くるを得ざるを謂う。その質者期以上の親に無<sup>な</sup>ず、及び外祖父母に非ずして、避けて格さざれば<sup>h</sup>各の徒二年。〕

本条は犯罪者が身代金を得ること及び自らの罪を免れることを目的として、人に質に取った場合、首従を問わず皆斬刑となると規定する。さらに犯罪地の村正以上、被害者の四隣五保、親族が逮捕しようとしなければ徒二年となる。

下線部を見ると、「不格」は6例（本文1、注1、疏4）、「防格」1例（疏1）、「捕格」1例（疏1）の如く「格」字が8例も現れる。

### 養老賊盜律同条

この唐賊盜律第11条に対応するのは、日本の養老賊盜律同条である。同じく『訳註日本律令』Ⅲ（pp.510～511）から引用すると、

凡有所規避、而執持人為質者皆斬。①部司及隣伍、知見避質不格<sup>a</sup>者徒一年半。②〈質五等以上親者、聽身避不格<sup>b</sup>。〉③

①〔有人或欲規財、或欲避罪、執持人為質。規財者求贖、避罪者防格<sup>c</sup>。不限規避輕重、持質者皆合此坐。〕②〔部司、謂持質<sup>■</sup>処里長以上、并四隣伍保、或知見、皆須捕格<sup>d</sup>。若避質不格<sup>e</sup>者徒一年半。〕

㊦〔謂賊執五等以上親為質、唯聽一身不格<sup>g</sup>、不得率衆惣避。〕（句

読点・下線・a～e・g・■（1字空白）の符号は引用者）

となる（書き下し省略）。a・b・c等の符号は、『唐律疏議』のそれらと対応する語句に附けてある。fがないのは、「養老律」では疏の中に本注が繰り返されないためである。またhがないのは、唐の疏文「其質者」以下の一段を日本では採用しなかったことによる。

ここでは、疏のd「捕格」及びg「不格」がともに「格」字とすることを除き、他のa・b・c・eの4例はいずれも「拏」字としている。これに対して岩波本「養老律」（『律令』pp.92～93）では、6例とも「拏」字に作り、他方国史大系本（『律・令義解』pp.59～60）では、すべて「格」字にしている。

#### 紅葉山文庫本賊盜律の「拏」字

これら三種の校訂本「養老律」の底本は、いずれも紅葉山文庫旧蔵賊盜律写本（金沢文庫本の江戸時代初期の忠実な臨摸本。原本の金沢文庫本は鎌倉時代の書写と考えられている）であるので、以上の相違は、校訂者が写本の文字をどのように認識して書き写したかによる。

何故校訂者によって、「格」と「拏」の文字の認識に違いがあるのでしょうか。紅葉山文庫旧蔵本賊盜律写本（『訳註日本律令』IV、pp.335～336）を見ると、a「不拏」、b「不拏」、e「不拏」三ヶ所の「拏」字は明確に手偏であり、c「防拏」、d「捕拏」、g「不拏」三ヶ所の「拏」字は、どちらかと言えば「格」字よりも「拏」字に近いと思われる。

c・d・gにつき校訂者が判断に迷う原因は、手偏の第三画目が、「才」の如く右から左斜め下に払っているように見え、あたかも片カナの「オ」に近く書かれていることである。しかしd「捕拏」の「捕」字の手偏も同様に書かれているので、「拏」字を手偏と判断することを妨げないであろう<sup>(43)</sup>。よって「拏」字の校訂については、筆者は岩波本『律令』を支持したい。

手偏と土偏がしばしば書き誤られるように、木偏と手偏も書き誤られることが多い。しかし紅葉山文庫旧蔵本賊盜律では、a・b・eのように明確に手偏の「拏」字を書いていることから、『唐律疏議』と異なり、賊盜律第11条に関しては、「拏」字を採用したものと判断できる。

すでに見た如く『唐律疏議』の賊盜律第11条は、すべて「格」字を用いてお

り<sup>(44)</sup> (『唐律疏議引得』を見ても「拞」字は採られていない)、『律附音義』・『宋刑統』同条もすべて「格」字である。ここから「開元 25 年律」・「開元 25 年律疏」では「格」字に統一されていたことが推測される。

それでは日本で独自に「格」字を「拞」字に改める必要があったのであろうか。唐代「格」字を撃の意で用いることは特に珍しいことではなくそのまま通用したので、わざわざ「唐律」・「律疏」と異なる文字に変更するという煩雑な作業を想定することは困難である。

### 『律附音義』と「拞」

この問題を考える際、『律附音義』中の孫奭撰「律音義」<sup>そんせき</sup>(<sup>45</sup>)は一つの示唆を与えてくれる (p.255)。

賊盜第七……拞〈撃也。本作格、俗。〉

・賊盜第七……拞〈撃なり。本と格に作るは俗なり。〉

すなわち北宋の初めに「律」12 卷を覆刻する際用いた「開元 25 年律」では「拞」と記すべき文字を「格」字にしている、これを俗(俗流)であると評している。儒者孫奭の意識の中では、「拞」字を正しいものとする。

ここから唐初の「唐律」では「拞」字とあったものを、度重なる法典編纂や刊定(手直し)が繰り返される中で、徐々に「格」字に置き換わっていったことが推測される。そうであれば日本律写本に「拞」が複数見られることは、日本で意図的に変えたものではなく、実はこれが「永徽律」・「永徽律疏」の文字を「大宝律」を介して継承したことを示すものと考えられる<sup>(46)</sup>。

『唐律疏議』の B 群の「格」字はすべて「格」に作っているのも、そのまま何の疑問も感じず読み過ごすことになりがちである。しかしこれを「日本律」の写本と比較すると、そこに僅かながら相違するところがある。その由来を探っていくと興味深いことに「日本律」の方に「唐律」のより古い字形や語句が残っていることが分かる。「格」と「拞」の問題は、我々にそうしたことを教えてくれる一事例である<sup>(47)</sup>。

## むすび

以上全5節からなる本稿の検討結果をまとめると、次の8点になろう。

1. 獄官令第22条の復原に関しては、『唐令拾遺』と異なる復原方法を採用したため、その復原条文も『唐令拾遺』とは若干文字が相違する。基本資料・参考資料から復原しようるのは「開元25年令」のみと考え、「開元7年令」は復原しない。筆者の復原案は、以下の通りである。

二二〔開二五〕諸犯罪未発、及已発未断決、逢格改者、若格重、聽依犯時、格輕、聽從輕法。

・諸そ罪を犯して未だ発せず、及び已に発するも未だ断決せざるに、格の改むるに逢わば、若し格重くば犯す時に依るを聽し、格輕からば輕法に従うを聽す。

2. 獄官令第22条の復原に用いられた諸資料（基本資料・参考資料）を対象とする先行訳注を集め、諸資料中の「格」・「格改」の語を中心として、その解釈につき検討を加えた。その結果は三種に大別することができる。

すなわち第1説は、格（法典）もしくはその中の特定条文の改正とするもので、これが多数説である。第2説は（法典としての格の中の）特定条文の改正と限定解釈するもの。第3説は法（法令・法規）の改正と拡大・抽象化して捉えるものである。

3. 「唐律」・「律疏」中の「格」字の分析をするため、『唐律疏議』について用例を調査した。その結果、A 法制用語としての「格」（全24例）、B 動詞、あるいはその名詞化した用語としての「格」（全24例）が存することが分かり、まずA群について形式的分類を行って5組に分け、さらに各用例中の「格」字の意義について検討した。

全5組中の(1)～(3)組については法典としての格・その中の特定篇目・特定条文に関わる用例である。これに対して(4)（「格改」・「格重」・「格輕」）はまさに獄官令第22条を引用する事例であり、(5)（「永格」）とともに、やや特殊な用例と考えられる。

4. 『唐律疏議』の名例律第31条と断獄律第20条中に獄官令第22条節文が引用



されていることは、すでに『唐令拾遺』を初めとし、多くの研究文献に指摘されている。しかしその引用がなぜ必要なのかという問題については、これまで詳しい説明がなされてこなかった。

本稿での検討の結果、この獄官令の引用は、唐律兩条の法理上の必然性からの要請ではなく、唐律・令の根本理念である慎刑思想・輕典主義を明示・強調する必要からなされたものであることが明らかとなった。

5. 唐令中の「格」字について検討するに際し、『唐令拾遺』・『唐令拾遺補』の復原唐令を対象とした。取り上げた用例は(1)戸令 41 甲の「律令格式」、(2)戸令 41 乙の「各令」、(3)関市令 10 の「秤以格」、(4)獄官令 22 の「格改」・「格重」・「格輕」、(5)獄官令補 2 の「律令格式」の五件である。

(1)と(5)の「格」は、法典としての格、あるいはその中の特定条文を指す一般的用法である。(2)の「各令」は、復原基本資料である大和二年勅の「各令」に「格令」の誤りの可能性があり、ここから復原唐令も「格令」と訂正することができよう。(3)の「格」は秤を掛け用いる際の本組みを指すと考えられる。そして(4)はまさに本稿の主題そのものである。なお(1)に関連して唐令復原のための基本資料を新たに二点指摘した。

6. 「天聖令」残巻中の「格」字の用例としては、所附唐令である(1)廢牧令唐 34 に「依格」、参考として掲げた宋令の(2)関市令宋 12 に「掛於格」、(3)獄官令宋 28 に「格改」・「格重」・「格輕」、(4)獄官令宋 38 に「律令格式」がある。

(2)は前述(むすび 5)の復原唐令(3)に、(3)は復原唐令(4)に対応する。(1)の「依格」は「戸部格」の可能性が高く、(4)は唐獄官令補 2 に対応するものの、むしろ養老獄令 41 との共通性が多く、それとの対校を通じて永徽令当該条を復原することが可能となる。ただし唐と宋の法体系の相違から、ここでの「格」は『宋刑統』旁照法中の制勅と格及び『編勅』を指すと考えられる。

7. 獄官令第 22 条の「格改」の問題を断獄律第 16 条と関連付けて考えることは重要である。断 16 によれば、断罪の際、律・令・格・式の正文を具引することが求められていることから、律・格だけでなく令・式も刑罰と関連することが予想さ

れる。

雑律第 61 条には違令・違式を規定するが、式に関してはこれ以外にも衛禁律第 33 条疏に「拋式科断」とあり、「職方式」に違反した場合、雑 61 ではなく衛 33 により重く処罰される。さらに開元水部式残巻中にも、「水手決卅」とあり、雑 61 に依らない処分が式の中に規定されている。「格改」とは別に「格式改動」（断 19 疏）とあるのは、式の変動・改正も刑罰と関連することを示すものである。

令と刑罰の関連についても、雑 61 の違令罪以外に、学令 6 の「斟量決罰」、天聖廢牧令唐 10 の「準銅依加杖例」等の用例が見られ、もしこれらの令文の改正があれば自ずと刑罰にも影響があろう。

すなわち獄官令 22 の「格改」（広義）の語には、格（狭義）の改正ばかりでなく、式や令、そして刑罰法である律の改正も含まれていることになる。そのため「格」・「格改」に関連する先行訳注諸説（むすび 2）のうち、第 1、2 説は格（法典）やその特定条文に限定しているため採り難いと考ええる。それでは第 3 の「法の改正」説は如何かと言えば、法の改正説は法学の基礎学説の借用であって「格改」に関する諸史料の分析から生まれたものでなく、唐代にそのような抽象的法概念が存在したことは考え難く、さらに「格改」（広義）中の格（狭義）・式・律・令の重要度の差等を見落していることも問題であろう。

つまり獄官令第 22 条の「格改」（広義）は、第一に狭義の格（法典、またその中に含まれる特定条文、および詔勅）に力点が置かれ、ついで式が来る。格・式はともに律令制度を動かし変化させる重要な機能を有する。そしてその後には刑罰法としての律が来て、最後に令が附加されると考える。

要するに獄官令第 22 条の「格」の意義は、「格改」の法理（「格改」には広狭二義がある）のためはかなり特殊なものとなったと考えられる。結果的に「格」・「格改」に関する私見は先行諸説とは異なるものとならざるを得ない。

8. 餘論として、『唐律疏議』中の B 群の「格」字について考察した結果、『唐律疏議』には見られない手偏の「格<sup>かく</sup>」字が、紅葉山文庫旧蔵本「養老律」に散見されることと、『律附音義』中の孫奭の言に「格<sup>かく</sup>（撃也。本作格、俗。）」とあることを根拠に、「永徽律」・「永徽律疏」では B 群の「格」字は「格<sup>かく</sup>」字に作っていた可能性が高く、それが度重なる法典編纂や刊定の結果、今日『律附音義』の『律』 12

卷、『宋刑統』、『唐律疏議』に見られる如くすべて木偏の「格」字に置き換わったと考えられる。たまたま「養老律」鈔本には、底本である「永徽律」・「永徽律疏」の文字遣いが伝承されたということになる。

以上をもって本稿の作業の結論とするものである。ただし「格」字の意義を確認するためには、王命と格の関連性、具体的に言えば「勅格」・「格勅」（両『唐書』刑法志）等の語についての考察が残されており、今後機会があれば改めて論じたいと思う。

#### 注

- (1) 仁井田陞「宋代以後における刑法上の基本問題—法の類推解釈と遡及処罰—」（同『補訂中国法制史研究 刑法』東京大学出版会、補訂版 1980（初版 1959））pp.292～293。
- (2) 本稿執筆の方針に従って唐律・唐令中の「格」字を検討してゆくと、当然唐格遺文を一定程度捨うこととなる。しかし唐格遺文の拮据を目的するのであれば、自ずと別の方法を採用しなければならないであろう。
- (3) 獄官令第 22 条の復原方法と復原結果に関して、筆者は『唐令拾遺』と異なる立場に立つ。このことについてはすでに拙稿「唐令復原方法に関する一考察—唐獄官令第 22 条を中心として—」（陳俊強主編『中国歴史文化新論——高明士教授八秩嵩寿文集』元華文創、2020、台湾・竹北、pp.115～134）において論じた。  
本稿では獄官令第 22 条の内容を中心に議論する前提として、本条復原に対する筆者の立場を明らかにすることを目的として、前掲拙稿の一部を引用し第一節第 1 項とした。ただし論証部分の多くを省いているので、詳しくは元の拙稿を参照されたい。
- (4) 本書については、拙稿（書評）「唐令研究の新段階」（『東方』第 220 号、東方書店、1999）pp.20～23 参照。
- (5) 滋賀秀三評「仁井田陞著（池田温編集代表）『唐令拾遺補—附唐日両令対照一覧—』（『法制史研究』第 48 号、1999）pp.265～266。
- (6) 池田温「（研究ノート）唐令と日本令（二）『唐令拾遺補』の訂補」（『創価大学人文論集』第 11 号、1999）pp.149～150 参照。
- (7) 唐令の編纂ごとに、意味のある条文改訂の他に、意味上の変更を伴わない、或いは変更の小さい形式的な字句の修正（文字の追加、削除、同義の別字への変更、誤字・俗字の訂正等）があった。これらを合せて「刊定」と称した。筆者はかつて唐律の刊定に関して検討したことがあるが、そこでは「者・以・及・而・之・各」などの文字を実例として指摘した。拙稿「近刊の景宋刊本律附音義について」（『法律論叢』第 53 巻第 1・2 合併号、1980）p.103 参照。
- (8) 唐令復原における『唐六典』の役割・問題点については、池田温「（研究ノート）唐令と日本令（一）」（『創価大学人文論集』第 7 号、1995）p.153、戴建国、「天一閣藏明抄本『官品令』考」（『歴史研究』1999 年第 3 期、のち同『宋代法制初探』黒竜江人民出版社、2000 に再録）p.65 参照。

- (9) すでに明らかにしたようにこの「格」一字の削除は、滋賀説を基に句切に関する私見を加えたものによる。「若」一字の削除は私見に基づく。
- (10) 唐令復原の試みは『天聖令校證』においても為されている。本書の構成、評価等については、拙稿「北宋の天聖令について—その発見・刊行・研究状況—」（『世界史の研究』第215号〈歴史と地理 第614号〉、山川出版社、2008）pp.29～38 参照。  
 本書において雷聞氏は、開元獄官令の復原を目的とし、初めに養老獄官令31と天聖獄官令宋28を比較するが、もしその共通部分を「開元令」と考えているならば合理的ではない。また〔2〕『唐律疏議』巻四の「若格輕」を「開元令」の字句と考える点も、筆者の見解とは異なる。  
 さらに雷氏は「開元7年令」と「開元25年令」を同文であったと考え、両者を区別することなく「開元令」の復原を目標に掲げていることも腑に落ちない。このことについては、高明士等評「評『天一閣藏明鈔本天聖令校證 附唐令復原研究』」（『唐研究』第14巻、2008）pp.550～551（陳俊強分担執筆「九、獄官令」）参照。
- (11) 令文「聽依犯時格、輕」を「聽依犯時、格輕」に改め、「格重」と「格輕」それぞれの後に点を附した。
- (12) 小野清一郎「唐律に於ける刑法総則的規定」（同『刑罰の本質について・その他』有斐閣、初版第2刷1969（初版第1刷1955、論文初出1938））
- (13) 仁井田陞「唐律における通則的規定とその来源」（同、前掲『補訂中国法制史研究 刑法』（論文初出1940））
- (14) 「天聖令」残巻の発見の経緯は、戴建国、前掲「天一閣藏明抄本『官品令』考」（同『宋代法制初探』）に詳しい。また拙稿「明鈔本北宋天聖令残巻の出現について」（『法史学研究会会報』第7号、2002）pp.63～69 参照。
- (15) 『律附音義』及び『宋刑統』については、拙稿、前掲「近刊の景宋刊本律附音義について」、同「北京図書館藏宋刻律十二巻音義一卷簡介」（『中嶋敏先生古稀記念論集』上巻、同事業会、1980）及び拙稿「宋刑統」（滋賀秀三編『中国法制史—基本資料の研究—』東京大学出版会、初版第2刷1994（第1刷1993））参照。
- (16) 『唐律疏議』を唐の「律疏」と同一視する見解があるが、両者は内容的に共通性を有するものの全く別ものである。「律疏」30巻は唐の法典である「律」12巻の公的注釈書である。これに対して『唐律疏議』は、後代（宋末元初か）に唐の「律」と「律疏」を材料として作製された法律書であって法典ではない。このことについては拙稿「西域発見唐開元律疏断簡の再検討」（『法律論叢』第50巻第4号、1977）pp.53～54、同「新たに紹介された吐魯番・敦煌本『唐律』『律疏』断片—旅順博物館及び中国国家図書館所蔵資料を中心に—」（土肥義和編『敦煌・吐魯番出土漢文文書の新研究』（東洋文庫、修訂版2013（初版2009））pp.84～85 参照。
- (17) 日本律についての基本情報は、高塩博「律」（皆川完一・山本信吉編『国史大系書目解題』下巻、吉川弘文館、2001）参照。
- (18) 莊為斯編著『唐律疏議引得』文海出版社、1964 序刊。
- (19) 3例は賊11注に1例、捕3注に2例ある。いずれも後述するB群に入る。
- (20) 滋賀秀三「訳註唐律疏議（名例）」（五）第31条、p.75、校勘記31c、p.96 参照。
- (21) 名31全文の訳注は、滋賀秀三訳註「名例」第31条、pp.181～183 参照。
- (22) 「輕典」の語は、名31疏にも「例從輕曲（典）」として現れている。曲は対校から典の誤りと考えられる。
- (23) 断20全文の訳注は、中村正人訳註「断獄」第20条、pp.315～320 参照。

- (24) 榎本淳一「日唐官賤人の解放規定について」(同『日唐賤人制度の比較研究』同成社、2019) pp.56~61。
- (25) この史料は『拾遺』の「附録」(p.264)に引用され、戸41との関連性についても言及されている。
- (26) 郭正忠『三至十四世紀中国的権衡度量』(中国社会科学出版社、1993) p.459。
- (27) 郭正忠、前掲『三至十四世紀中国的権衡度量』の口絵「図版二十五 莫高窟称鸽画(晚唐)」は、敦煌莫高窟第85窟壁画の一部である。また宋代の「図版三 解池称塩図」は部分図であり、全図は唐慎微撰『重修政和經史証類備用本草』(人民衛生出版社、1957)の「解塩」図(p.105)で見ることができる。関連して王進玉『敦煌学和科技史』(甘肅教育出版社、2011) pp.119~120、123 参照。
- (28) 天聖令の所附唐令が何故宋令の後に附加されているのかについては定論がない。本文に記したものは筆者の私見である。前掲拙稿「北宋の天聖令について—その発見・刊行・研究状況—」 pp.34~35 参照。
- (29) 埤保己一校『令義解』全十巻、1800の巻九、関市令15及び源元寛校『関市令義解』1767の関市令15では、ともに「斛者皆」に作っている。後者は律令研究会編(水本浩典執筆)『訳註日本律令』XI(東京堂出版、1999) p.264 参照。
- (30) 『(二色刷影印)紅葉山文庫本 令義解』(東京堂出版、1999) p.381 参照。
- (31) 曾我部静雄「律令格式から勅令格式へ」(同『中国律令史の研究』吉川弘文館、1971(論文初出1965))、梅原郁「唐宋時代の法典編纂—律令格式と勅令格式—」(同『宋代司法制度研究』創文社、2006(論文初出1993)) 参照。
- (32) 断16については、本稿第二節第1項(1)、第三節第1項(5)、第2項(4)も参照されたい。
- (33) 『唐六典』巻五、兵部職方郎中員外郎条注に「其放烽有一炬・二炬・三炬・四炬者。随賊多少、而為差焉。……。」(p.126)とある。また『拾遺』軍防令38(p.389)では、前掲の『唐六典』注により、令文を復原している。衛33の疏文に「放烽多少具在式文。」とあることから、職方式に放烽の数についての規定があったことが分かる。
- (34) T.Yamamoto, O.Ikeda & M.Okano(山本達郎・池田温・岡野誠)co-ed., *Tun-huang and Turfan Documents concerning Social and Economic History*, I Legal Texts (A) Introduction & Texts, The Toyo Bunko, 1980
- (35) 黄正建氏は論文「『天聖令』中の律令格式勅」(『唐研究』第14巻、2008、山口正晃抄訳「天聖令における律令格式勅」大津透編『日唐律令比較研究の新段階』山川出版社、2008)において、天聖獄官令38(唐獄官令22)に対応し、ほぼ同文)を取り上げ、本条中の「格」は、後には律令格式全体を指して、広義の「格」(法)を意味するようになる、とし、その論拠として「慶元令」では「格」を「法」に改めていることを挙げる(中文p.53、訳文p.56)。「後には」(「後来」)が具体的にいつのことか不明であるが、慶元令を挙げているところから推測すれば、南宋を指すのであろう。
- ただ黄説には次のような理由で従いえない。第一に、本稿で論述したように、唐獄官令22の「格」・「格改」が特殊な用例で、単に法典としての格やその中の特定条文を指すのでないことは、唐代においてすでにそのような状況になっていて、南宋に始まる訳ではない。第二に獄官令22の「格」は「律令格式」に置き換えることはできない。もしそれが可能であるならば、当然そのように表記したと思われる。本稿で論じた如く「格改」(広義)の「格」は、いわば「格(狭義)・式+律+令」を意味しており、それを主要な法源である「格」を以て代表し示したものである。順番と重要性の差等に注意すべきである。第三に黄氏の言う宋代の「律令格式」の「律」と「格」は、唐代のそれと同一ではない

い。唐宋間の法体系の変化に則して議論する必要がある。

また戴建国氏も、唐獄官令 22 の「格改」の「格」を律・令・格・式の総称と考えている点で、私見と異なる（戴『唐宋変革時期的法律与社会』上海古籍出版社、2010、p.49）。ただ戴説においては、その学説の根拠となる史料解釈、唐宋法典の形式と変化についての見解に独自性が見られ、他日別稿において検討したいと考えている。

- (36) 三種の先行説に対して否定的見解を述べたが、これはあくまで獄官令 22 の「格」・「格改」の理解に関してのものである。第二節第 1 項及び第三節で記したところから明らかなように、唐代の律・令中の「格」字の解釈として、第 1 説・第 2 説は極めて一般的な説である。第 3 説は主として「格改」の理解に限るので、第 1 説・第 2 説とは性質を異にする。逆に言えば、獄官令 22 の解釈において、第 1 説と第 2 説は、律・令中の「格」字に関する一般的な理解をそのまま適用しようとした点が問題なのである。
- (37) 安燾（1034～1108）字厚卿、開封の人。進士に挙げられ、蔡州観察推官となり、ついで太常丞として大名府路の機密文書を司る。その後判吏部南曹、荆湖北路転運判官・提点刑獄兼常平事を経る。元豊中同知枢密院事、元祐に入り知院事に進む。紹聖初め知河南府から門下侍郎となる。一時出されて知鄭州、徽宗が即位するとまた知枢密院に復したが、やがて免ぜられ、崇寧初めに罪を得て建昌軍に安置される。その伝は『宋史』卷三二八、安燾伝参照。
- (38) 第五節は、拙稿「日唐律における「格」と「格」（『法史学研究会会報』第 23 号、2020）の第 1 項を基に若干の補正を加えたものである。詳しくは同論文を参照されたい。
- (39) 「捕格」（名 38 疏 1）は、「人人文庫」（2—20—15）では「拘格」とする。ただし『訳註日本律令』Ⅱ p.156 では「捕格」とし、加えて名 38 疏は捕 2 を引用しており、その捕 2 には「拘格」の語句がなく、かつ「養老律」（名 38 疏対応条、『政事要略』卷 84 所引）も「捕格」に作るので、「人人文庫」の「拘格」は誤りと考えられる。
- (40) 許慎撰、段玉裁注『説文解字注』芸文印書館、1974。なお「格」・「格」二字の義注は、時代とともに増加するが、それぞれの本義は維持されている。梁・顧野王撰『玉篇』、北宋・陳彭年等奉勅撰『広韻』参照。
- (41) 書名としては『逸周書』の方が良い。四部叢刊本を底本とする黄懷信『逸周書校補注』西北大学出版社、1996 では、この一文を「追撃逃敵不要離得太遠、窮途末路の敵人不要打撃」（pp.46～47）と訳している。逃敵を追っては距離を置かず、敵を追い詰めては打撃を加えず、が追撃の要諦という。『汲冢周書』本文に「格」字があり、晋の孔晁の注では「格は闘なり」とし、黄懷信氏は「格」に注して「打撃」とする。ただし『漢魏叢書』本の『逸周書』本文は「格」字とし、孔注も「格、闘也。」に作る。
- (42) 吉川忠夫訓注『後漢書』第 6 冊、岩波書店、2003 では、「獄を断ずる者は笶格（ほうかく）酷烈の痛みに急にして」（p.225）と書き下し、脚注 14 では、「また『説文』を「格は撃なり」と引くが、正しくは「格は撃なり」（『説文』十二上。）」（同頁）と記して李賢注を訂正する。
- (43) 南都の僧侶住が昌泰年間（898～901）に撰した『新撰字鏡』の平治本（平治元年、1124 書写）を見ると、その巻十、「オ部第百一」に「格」字があり、さらにその前後を一覧すると、手偏を「オ」と書くものと「オ」と書くものが混在している（京都帝国大学文学部国語学国文学研究室編『新撰字鏡』全国書房、1944、pp.579～599）。従って手偏を「オ」の様に書く「養老律」の「格」字についても、そのように判断して間違いなであろう。
- (44) 滂意齋本及び岱南閣叢書本『唐律疏議』もともに「格」字に作る。
- (45) 『律附音義』「音義」孫奭撰、上海古籍出版社、1984。孫奭（962～1033）、北宋の儒者。

博州博平（山東在平（しへい）西）の人。字は宗古、諡は宣。幼少より学に志し、莒（きよ）県主簿から国子監直講となる。真宗の時累進して工部郎中、ついで竜図閣侍制。天書・符瑞を信じる真宗を強く諫める。仁宗の時名儒に選ばれ、兵部侍郎・竜図閣学士となり、太子少傅を以て致仕する。著作として『經典微言』50巻、『大宋崇祀録』20巻、『孟子音義』2巻、『律音義』1巻等がある。伝は『宋史』巻431、儒林一（中華書局、1977、37 - pp.12801～12808）参照。

- (46) 同様の事例は、『唐律疏議』賊盜律第34条問答（『訳註日本律令』Ⅲ、p.542）の「格傷」・「拒格」と紅葉山文庫旧蔵本賊盜律同条の疏（『訳註日本律令』Ⅳ、p.360）の「格傷」・「拒格」の間にも見ることができる。なお天一閣本『宋刑統』は『唐律疏議』と同じである。この他『唐律疏議』中のB群の「格」字を「養老律」で「格」とする例には、「拒格」（賊10問答対応条1）、「格傷」（賊34問答対応条1）、「拒格」（同1）がある。ただ逆にA群の「格」字を「養老律」で「格」と誤る例も若干ある。
- (47) 前掲拙稿「日唐律における「格」と「格」」の第2項では、「養老律」に残る「永徽律」・「永徽律疏」の用語例若干を紹介している。

#### 〔附記〕

1. 明治大学の法学部・大学院法学研究科に於いて、兼任講師として長きにわたり法史学教育にご尽力下さった小林宏先生（國學院大學名誉教授）の米寿をお祝いし、小稿を献呈する。

先生は現在も第一線の研究者として活躍され、私共後学に対しては常に適切な助言を惜しまれない。これまで賜った学恩に深く感謝申し上げるとともに、先生の今後益々のご健勝とご健筆を心より願うものである。

2. 本稿の初稿に対して、石野智大氏（明治大学文学部兼任講師）から貴重なご意見を頂き、誤記・説明不足等につき補正することができた。記して感謝の意を表したい。ただし文責が筆者にあることは言うまでもない。

3. また校正時、川村康氏（関西学院大学教授）から、本稿注（3）でふれた拙稿「唐令復原方法に関する一考察—唐獄官令第22条を中心として—」に引用した慶元「断獄令」は「断獄勅」が正しいとすることご教示があり、先行研究として戴建国点校『慶元条法事類』（黒竜江人民出版社、2002）p.762の校勘記（一）及び川村康「宋令変容考」（『法と政治』第62巻第1号下、2011）p.113注（168）が存することを知った。記して感謝の意を表す。これらはともに有力な見解と思われるが、筆者自身現在検討の余裕がないため、本稿においてもしばらく原史料にある「断獄令」の名称のままとする。

（明治大学名誉教授）